

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	2

第 1 号 (12月13日)

開会、散会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
行政報告	5
議案第52号の上程、説明	6
議案第53号の上程、説明	7
議案第54号の上程、説明	7
議案第55号の上程、説明	8
議案第56号の上程、説明	9
議案第57号の上程、説明	9
議案第58号の上程、説明	10
議案第59号の上程、説明	11
議案第60号の上程、説明	12
議案第61号の上程、説明	13
散会の宣告	14

第 2 号 (12月16日)

開議、散会の日時	15
出席議員	15
欠席議員	15
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	15
事務局出席者	15
議事日程	16
開議の宣告	17
一般質問	17

具志堅 朝 秀 議員	17
平 良 嗣 男 議員	20
大 城 佐 一 議員	23
前 田 孝 議員	35
新 城 一 智 議員	37
散会の宣告	42

第 3 号 (12月17日)

開議、散会の日時	43
出席議員	43
欠席議員	43
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	43
事務局出席者	43
議事日程	44
開議の宣告	45
議案第52号の質疑、委員会付託	45
議案第53号の質疑、委員会付託	45
議案第54号の質疑、委員会付託	45
議案第55号の質疑、委員会付託	46
議案第56号の質疑、委員会付託	49
議案第57号の質疑、委員会付託	49
議案第58号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	51
議案第59号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	52
議案第60号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	52
議案第61号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	53
諸般の報告	54
散会の宣告	54

第 4 号 (12月20日)

開議、閉会の日時	55
出席議員	55
欠席議員	55
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	55
事務局出席者	55
議事日程	56
開議の宣告	57
議案の訂正の申し出について	57
議案第52号～議案第55号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	57

議案第 5 6 号及び議案第 5 7 号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	61
議案第 5 8 号及び議案第 6 1 号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	63
陳情第 1 4 号及び陳情第 1 5 号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	65
意見案第 1 0 号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	67
意見案第 1 1 号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	69
意見案第 1 2 号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	71
決議案第 6 号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	72
議員派遣の件	74
閉会の宣告	75
署名議員	75

平成25年第9回定例会会議録
(会期日程表)

開会 平成25年12月13日

会期 8日間

閉会 平成25年12月20日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
12月13日	金	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・陳情の委員会付託・議長諸般の報告・村長行政報告・議案提案説明
12月14日	土	休 会		
12月15日	日	休 会		
12月16日	月	本会議	午前10時	一般質問
12月17日	火	本会議	午前10時	議案第52号～第55号質疑・総務常任委員会付託 議案第56号及び第57号質疑・経済建設常任委員会付託 議案第58号～第61号質疑・予算審査特別委員会付託
		委員会	午後2時	議案第56号及び第57号経済建設常任委員会 (説明～採決)
12月18日	水	委員会	午前10時	議案第52号～第55号総務常任委員会 (説明～採決) 陳情第14号及び第15号総務常任委員会 (検討～採決)
12月19日	木	委員会	午前10時	議案第58号～第61号予算審査特別委員会 (説明～採決)
12月20日	金	本会議	午前10時	総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 総務常任委員会委員長報告(陳情)、質疑、討論、表決 意見書等の処理 (閉会)

会期日数 8日間 本会議日数 4日間 委員会日数 3日間 休会日数 2日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
14	平成25年10月 1 日	平成26年度福祉施策及び予算の充実について（要請）	沖縄県社会福祉施策・ 予算対策協議会 会長 新垣 雄久	総務常任委員会
15	平成25年10月22日	2014年度地方財政の確立に関する要請	大宜味村職員労働組合 執行委員長 大城 竹広	総務常任委員会
16	平成25年10月30日	地球社会建設決議に関する陳情書	荒木 實	議員配布
17	平成25年11月26日	特定秘密の保護に関する法律案に反対する村議会決議等採択の要請について	沖縄平和運動センター 議長 山城 博治	議員配布
18	平成25年12月 3 日	「結の浜」への学校移転に係る防災講演会の開催が実現することを求める陳情書	「大宜味村立学校適正化総合基本計画」の安全・安心を考える会 代表者 儀保 昇	議員配布

平成25年第9回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 平成25年12月13日

1. 開会、散会の日時

開 会 (平成25年12月13日 午前10時00分)

散 会 (平成25年12月13日 午前10時47分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 新 城 一 智

3 番議員 平 良 英 勝

4 番議員 東 武 久

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 具志堅 朝 秀

9 番議員 平 良 嗣 男

10 番議員 金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久 建設環境課長 大 嶺 実

副 村 長 山 城 清 臣 会 計 課 長 宮 城 博 俊

総務課長兼
村史編纂室長 島 袋 幸 俊 教 育 長 友 寄 景 善

財 務 課 長 山 城 文 子 教 育 課 長 新 城 寛

住民福祉課長 大 城 武 選 挙 管 理
委員会書記長 島 袋 幸 俊

企画観光課長 山 城 均 農 業 委 員 会
局 長 宮 城 久 美 子

産業振興課長 宮 城 豊 監 査 事 務 局 長 神 里 富 松

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	議案 第52号	大宜味村税条例の一部を改正する条例	提案説明
6	議案 第53号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	提案説明
7	議案 第54号	大宜味村職員の再任用に関する条例	提案説明
8	議案 第55号	大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更について	提案説明
9	議案 第56号	公の施設の指定管理者の再指定について	提案説明
10	議案 第57号	村道路線の認定について	提案説明
11	議案 第58号	平成25年度大宜味村一般会計補正予算（第6号）	提案説明
12	議案 第59号	平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	提案説明
13	議案 第60号	平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	提案説明
14	議案 第61号	平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	提案説明

◎開会及び開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。
ただいまから平成25年第9回大宜味村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（金城 勇） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番 大城佐一議員及び2番 新城一智議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（金城 勇） 日程第2 会期の決定を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの8日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日から12月20日までの8日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（金城 勇） 日程第3 諸般の報告を行います。
本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託しましたから報告します。
次に地方自治法第180条第2項の規定により、専決処分についての報告書及び地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されております。
次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付していますので、お目通しください。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎行政報告

- 議長（金城 勇） 日程第4 行政報告を行います。
村長から申し出がありました。これを許します。
村長。
(島袋義久村長 登壇)
- 村長（島袋義久） おはようございます。平成25年第9回大宜味村議会定例会を招集いたしましたところ、全議員の御出席のもと開会できますことに心から感謝を申し上げます。よろしく申し上げます。

それでは行政報告を行います。

平成25年9月から11月までの行政報告及び平成25年度11月末までの入札結果につきましては、報告書をお手元にお配りしてございますので、お目通しいただければと思います。よろしく願いいたします。
これで行政報告を終わります。

○ 議長（金城 勇） これで行政報告を終わります。

◎議案第52号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第5 議案第52号 大宜味村税条例の一部を改正する条例を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第52号 大宜味村税条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成25年12月13日提出
大宜味村長 島袋義久

提案理由

地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日に公布されたことに伴い、村の税条例の改正の必要があるため、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 財務課長。

（山城文子財務課長 登壇）

○ 財務課長（山城文子） それでは説明いたします。議案第52号について説明いたします。

今回の改正は、平成25年6月12日に公布された地方税法施行令の一部を改正する政令及び同法施行規則の一部を改正する省令の改正に伴い、大宜味村税条例の一部改正が必要なための提案となっています。

この条例の施行日は、平成28年1月1日となっていますが、一部施行年月日が規定されているのがございます。

まず第47条の2、第47条の5については、公的年金等にかかる村民税の特別徴収の見直しと年金所得にかかる仮特別徴収税額の算定方法の見直しであります。今までは大宜味村外に転出しましたら、特別徴収が普通徴収になっていたんですが、これが村外に転出してもそのまま特別徴収でできるということになっています。また、徴収方法が今まで仮特別徴収税額がとても変則であったんですけども、これが平準化されたということです。

次に附則第7条の4、寄附金税額控除の一部改正、これは平成29年1月1日の施行日となっています。これは寄附金税額控除の適用範囲を広げたものでございます。

次、附則第16条の3、附則第19条、附則第19条の2、附則第20条、附則第20条の4、この条例は平成29年1月1日の施行となっています。これに伴い、条例の削除とまたは条の繰り上げが出てきております。それは金融所得課税の一本化にかかる条項の見直しとなっております。

以上で説明を終わりたいと思います。

また詳細については、議案説明書のほうに添付してございますので、御参考願いたいと思います。以上で説明を終わります。

- 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第53号の上程、説明

- 議長（金城 勇） 日程第6 議案第53号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第53号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成25年12月13日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日に公布されたことに伴い、大宜味村国民健康保険税条例も改正の必要があるため、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

- 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

（大城 武住民福祉課長 登壇）

- 住民福祉課長（大城 武） おはようございます。議案第53号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要について説明します。

地方税法施行令の一部改正に伴い、大宜味村国民健康保険税条例の一部改正を行う必要がありますので改正します。

内容につきましては、附則第3項、附則第5項から第9項、附則第11項、第12項について、株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式に係る譲渡所得等と非上場株式に係る譲渡所得等を別々の分離課税とし、また公社債等を特定公社債等とそれ以外の一般公社債等に区分した上で、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税及び一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組し、損益通算できる範囲を公社債等まで拡大し、公社債等の譲渡所得等の非課税制度撤廃に伴い、引用条項の整備を行います。

この条例につきましては、平成29年1月1日から施行します。ただし、施行期日を別に定めている規定もあります。

以上です。

- 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第54号の上程、説明

- 議長（金城 勇） 日程第7 議案第54号 大宜味村職員の再任用に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第54号 大宜味村職員の再任用に関する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成25年12月13日提出

提案理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）並びに地方公務員法等の一部を改正する法律（平成11年法律第107号）の規定に基づき、職員の再任用に関し必要な事項を定めるとともに関係条例を整備する必要があり、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

（島袋幸俊総務課長 登壇）

○ 総務課長（島袋幸俊） 議案第54号 大宜味村職員の再任用に関する条例を説明します。

この条例は、提案理由や第1条の趣旨にあるとおり、地方公務員法並びに地方公務員法等の一部を改正する法律、これは平成11年法律第107号となっていますが、その附則の規定に基づき制定するものです。

条例制定に伴い、関係する大宜味村職員の給与に関する条例、職員の休日及び休暇に関する条例、職員の勤務時間に関する条例を一部改正しております。一部改正を附則で行っております。

施行期日を平成26年4月1日としています。

内容につきましては、また委員会等でも説明していきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第55号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第8 議案第55号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第55号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更について

過疎地域自立促進法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定により、大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度から平成27年度）を次のとおり変更する。

7、教育の振興。

（2）その対策中「村立の4小学校の統合を検討しつつ、大宜味中学校の老朽化に伴う新築、学校教育・社会教育施設の整備充実を図る。」を「村立の4小学校の統合新設と大宜味中学校の老朽化に伴う新設による小中一体化学校教育施設の整備・社会教育施設の整備充実を図る。」へ修正。

「複式学級を抱える本村でも、」を削除。

（3）計画の事業内容「大宜味中学校建設工事」を「大宜味村立中学校建設事業」へ修正し、「大宜味村立小学校建設事業」「学校施設外構整備事業」を追加する。

（3）計画。事業計画は、事業名、事業内容、事業主体の順で申し上げます。（1）学校教育関連施設校舎、大宜味村立中学校建設事業、大宜味村。大宜味村立小学校建設事業、大宜味村。学校施設外構整備事業、大宜味村。給食施設、大宜味村立学校給食センター整備、大宜味村。（3）省略、省略、省略。（4）省略、省略、省略。

平成25年12月13日提出
大宜味村長 島袋義久

提案理由

事業の内容の一部修正・追加等により、計画の変更を要するため、この案を提出する。
御審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第56号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第9 議案第56号 公の施設の指定管理者の再指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第56号 公の施設の指定管理者の再指定について

大宜味村特産品（シークッカー）加工施設の指定管理者の再指定をしたいので、つぎのとおり議会の議決を求める。

1、公の施設の名称、大宜味村特産品（シークッカー）加工施設。

2、指定管理者となる団体、旧、株式会社石垣島サプライ、石垣市字大浜1359番地。新、株式会社ケレス沖縄、大宜味村字田港1032番地1。

3、指定の期間、旧、平成22年10月1日から平成25年3月31日まで。新、平成25年4月1日から平成27年3月31日まで。

平成25年12月13日提出
大宜味村長 島袋義久

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定により、平成22年9月17日付けで議決を経た指定管理者の団体の名称等の変更により再指定をしたいので、この案を提出する。

以上、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第57号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第10 議案第57号 村道路線の認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第57号 村道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、大宜味村道の路線を下記のとおり認定する。

路線名、屋古押川線。起点、田港上原。終点、押川六田原。

平成25年12月13日提出
大宜味村長 島袋義久

提案理由

国道331号線と村道六田線を結び、地域の生活道路の確保と地域振興や防災の観点から主要な道路として村道路線の認定をしたいので、この案を提出する。

なお、内容については、担当課長から説明させますのでよろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

（大嶺 実建設環境課長 登壇）

○ 建設環境課長（大嶺 実） それでは議案第57号の村道路線の認定について、補足説明を行いたいと思います。

路線名、屋古押川線。起点及び終点、起点、田港上原。終点、押川六田原。道路延長及び幅員、延長1,760メートル、幅員6メートルから14.8メートル。

路線認定の理由。本路線は、国道331号線を起点とし、終点となる村道六田線に結ぶ道路で、国道331号線と村道六田線までの村道で結ぶことにより、地域の生活道路の確保と地域振興や防災の観点からも主要な道路として整備するものであります。国道331号線から村道六田線の終点までの道路（延長1,760メートル）は、昭和60年から昭和61年ごろに整備が完了された私道でございます。押川集落を起点に旧友善ホテルまでの路線は、平成8年3月26日に村道六田線に認定し、平成12年3月31日に供用開始した道路（延長833.5メートル）であります。国道331号線から旧友善ホテルまでの私道を村道に認定を行うことにより、押川集落までの道路を村道で連結させ、村道の一括管理を行い、地域の生活道路の確保と地域振興に資するために主要な道路として整備を行います。私道につきましては、現在地権者から負担付き贈与の申し入れがあり、路線の区域決定後、地方自治法第96条第1項第9号の負担付き贈与の受け入れについて、議会の承認を得る予定でございます。

なお、村道屋古押川線の路線図を添付しておりますので、御確認していただきたいと思っております。

以上で補足説明を終わります。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第58号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第11 議案第58号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第58号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算（第6号）

平成25年度大宜味村の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,497万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億1,553万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成25年12月13日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願いたします。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

（山城清臣副村長 登壇）

○ 副村長（山城清臣） 説明いたします。

議案第58号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算（第6号）の概要を説明いたします。

今回の補正は、6,497万7,000円の増額補正でございます。

歳入の主な概要を説明いたします。予算書は1ページでございます。

13款国庫支出金2,463万5,000円の増額で、主に民生費国庫負担金の増、土木費国庫補助金の増によるものでございます。

14款県支出金2,217万4,000円の増額で、主に民生費県負担金の増、農林水産業費県補助金の増、商工費県補助金の増によるものでございます。

20款村債1,760万円の増で、主に学校施設外構整備事業と生活路線バス確保対策事業の増額分によるものでございます。

以上が歳入の主な概要でございます。

次に歳出の主な概要を説明いたします。予算書は2ページでございます。

2款総務費1,376万9,000円の増額で、主なものとしては一般管理費の備品購入費、バス路線対策補助金の増、企画費の還付金の増によるものでございます。

3款民生費1,903万4,000円の増額で、主に社会福祉費の増、児童福祉費の増によるものでございます。

4款衛生費250万2,000円の増額で、主に子ども医療費措置費の増によるものでございます。

6款農林水産業費1,552万3,000円の増額で、主に担い手への農地集積推進事業費の増によるものでございます。

8款土木費2,808万9,000円の増額ですが、主に道路維持費委託料の増、道路新設改良費の増によるものでございます。

10款教育費828万9,000円の増額ですけれども、主に小学校費の学校建設費の増、中学校費の学校建設の増によるものでございます。

14款予備費2,434万1,000円の減額であります。

以上が歳出の主な概要でございます。

4ページには地方債の補正分を記載しています。今回の補正は、利率に関する表記の変更でございます。

なお、詳細については、委員会で担当課長等から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。以上でございます。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第59号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第12 議案第59号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

- 村長(島袋義久) 議案第59号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
平成25年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ904万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,790万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年12月13日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

- 議長(金城 勇) 副村長。

(山城清臣副村長 登壇)

- 副村長(山城清臣) 説明いたします。

議案第59号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の概要について説明いたします。

補正額は、904万3,000円の減額補正でございます。

歳入の主な概要について説明いたします。予算書1ページです。

5款療養給付費交付金68万2,000円の増でございます。6款前期高齢者交付金1,105万9,000円の減額でございます。12款繰越金100万円の増額、13款諸収入33万4,000円の増額でございます。

以上が歳入の主な概要でございます。

歳出の概要について説明をいたします。

1款総務管理費27万6,000円の減額、2款保険給付費60万円の増額でございます。9款基金積立金791万9,000円の増額、12款予備費1,729万6,000円の減額でございます。

以上が歳出の主な概要でございます。

なお、詳細については、委員会等で担当課長等から説明させますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

- 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第60号の上程、説明

- 議長(金城 勇) 日程第13 議案第60号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

- 村長(島袋義久) 議案第60号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
平成25年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳出予算の補正)

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

平成25年12月13日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしく申し上げます。

○ 議長(金城 勇) 副村長。

(山城清臣副村長 登壇)

○ 副村長(山城清臣) 説明いたします。

議案第60号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)の概要について説明いたします。

歳入はなく、歳出予算の款項目の変更でございます。

なお、詳細については、委員会で担当課長等から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第61号の上程、説明

○ 議長(金城 勇) 日程第14 議案第61号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 議案第61号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成25年度大宜味村の公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ109万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,562万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年12月13日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしく申し上げます。

○ 議長(金城 勇) 副村長。

(山城清臣副村長 登壇)

○ 副村長(山城清臣) 説明いたします。

議案第61号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の概要について説明をいたします。

歳入は、1款の使用料109万3,000円の増額でございます。

歳出は、1款の公共下水道事業総務費1万7,000円の増額、4款予備費107万6,000円の増額ござい

ます。

なお、詳細については、委員会で担当課長等から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（金城 勇） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

（午前10時47分）

平成25年第9回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 平成25年12月16日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成25年12月16日 午前10時00分)

散 会 (平成25年12月16日 午後12時47分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員	大 城 佐 一	6 番議員	前 田 孝
2 番議員	新 城 一 智	7 番議員	安 里 重 和
3 番議員	平 良 英 勝	8 番議員	具志堅 朝 秀
4 番議員	東 武 久	9 番議員	平 良 嗣 男
5 番議員	宮 城 辰 徳	10 番議員	金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	島 袋 義 久	建設環境課長	大 嶺 実
副 村 長	山 城 清 臣	会 計 課 長	宮 城 博 俊
総務課長兼 村史編纂室長	島 袋 幸 俊	教 育 長	友 寄 景 善
財 務 課 長	山 城 文 子	教 育 課 長	新 城 寛
住民福祉課長	大 城 武	選 挙 管 理 委員会書記長	島 袋 幸 俊
企画観光課長	山 城 均	農 業 委 員 会 局 長	宮 城 久 美 子
産業振興課長	宮 城 豊	監 査 事 務 局 長	神 里 富 松

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

◎開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

- 議長（金城 勇） 日程第1 一般質問を行います。
通告順により、発言を許します。
-

◇ 具志堅 朝 秀 議員

- 議長（金城 勇） 小学校統合及び中学校移転と結の浜の防災について、具志堅朝秀議員。
8番 具志堅朝秀議員。

- 8番（具志堅朝秀） おはようございます。一般質問をさせていただきたいと思います。
小学校統合及び中学校移転と結の浜の防災について。

今、大宜味村立小学校統合・中学校移転推進委員会において、校舎の位置、運動場等の位置、そして防災について話し合いがなされておりますが、特に防災の中で津波に関して説明を求めたいと思います。御答弁のほどをよろしくお願いします。

- 議長（金城 勇） 教育長。
（友寄景善教育長 登壇）

- 教育長（友寄景善） お答えします。

学校建設予定地は、沖縄県が発表した津波浸水域内であることから、迅速、安全に避難できるよう新たな避難路の建設を計画しております。校舎等の建設についても、津波の浸水深を考慮して建設してまいります。今年の3月に、県が公表した想定津波の最大浸水深は、結の浜地区の地盤高を実際よりかなり低い3メートルで設定し浸水深が算出されており、浸水深の深い危険地域となっております。そのため余分な不安と危機感を増幅し、当該地区全体に対するイメージを大きく損なってきたのも事実であります。実際の地盤高は大体5メートルから6メートルほどあり、その数値で当然シミュレーションし浸水深を算出すべきでありました。そうすると結の浜地区の浸水深は当然大幅に減少することは明らかであります。結の浜地区の津波浸水深については、県が公表した当初から疑問を持ち続けておりました。地盤高や周辺の地形等からして理解に苦しんでおりました。今年の10月ごろから実際の地盤高とシミュレーションに用いられた地盤高に相違があるのではないかとの疑念があり、県の担当部署に照会しながら確認作業を続けてまいりました。教育委員会としましては、平成25年12月4日付で沖縄県土木建築部海岸防災課へ文書で照会いたしましたところ、結の浜地区の地盤高を3メートルで設定し浸水深を算出したとの正式な回答文書を平成25年12月11日付でいただきました。教育委員会としましては、当該地域の正しい理解のため、現在公表されている津波に関するハザードマップの修正を引き続き求めてまいります。

- 議長（金城 勇） 村長。
（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） それではただいまの具志堅議員の御質問にお答えいたします。

先ほど教育長から詳しく答弁がありましたように、村としても教育委員会と一体となって、新たな避難路の新設、あるいは迅速、安全に避難できるよう津波対策をともに講じてまいりたいと思っております。当該地域は学校のみならず、結の浜地域全体を含めた防災対策を進め、児童、生徒が安全、安心して学校生活を送れるよう学校建設をともに進めてまいりたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 8番 具志堅朝秀議員。

○ 8番（具志堅朝秀） 今、教育委員会からも説明がありましたけれども、実は私も大宜味村立小学校統合、中学校移転の推進委員に上がっております。職名は津波小学校のPTA会長でさせていただいて、私も意見をやる前に、小学校で役員会等を開いて持ってきているつもりでございます。それで、今の説明で、推進委員会でまた話し合われた、あと2点をお聞きしたいんですけれども、まず1点目として、今、要望している高台に移転した場合はどうだったのか。

もう1点目、この推進委員会で話し合われていることが村民に対して余り知られていないのではないかという点がうかがえますので、今後、話し合えることを村民にどう広報していくのか、2点を伺いたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 具志堅議員の御質問にお答えしたいと思います。

まずは、高台に移転した場合にはどういうことになるかということで議員から質問がありました。高台に移った場合には、災害は津波だけではなく、津波以外の確率で台風など、土砂崩れ、それに対しても防災、減災対策を行っていかねばならないと思っております。高台に移った場合には、土砂災害、山津波等の対策とか、そういうものが苦慮される場面が出てくるかと思っております。また、人里離れた山間部、そういうところに学校を建設することで、自然災害でなく、人的被害、不審者などによる事件、事故等も考えられるおそれがあり、里から離れた地域での学校生活は望むべきではないと考えております。

それから児童生徒が安全、安心で学べる学校づくり、それは当たり前のことだと考えております。それを実行するには、学校の安全教育推進を図り、安全な教育、それを充実、方策を立て実施していきたいと考えております。先ほどの高台に移転した場合に、コスト的にも現在、計画しているところは水道や電気、インフラ整備がなされております。高台に移動した場合には、そういうインフラ整備も含めた環境が今のところ我々の中ではないと考え、今までどおりの計画を進めているところです。

あと広報関係、そこにつきましては、村の広報誌を初め、教育委員会が出しています「あじまー」、そういう広報誌と使いながら推進委員会の議論、そういうものを村民にちゃんと発信して知らせていきたいと考えております。

すみません、あと追加で、12月26日に改善センターで教育委員会、現在の学校事業の進捗状況ということで説明会を開催する予定です。以上です。

○ 議長（金城 勇） 8番 具志堅朝秀議員。

○ 8番（具志堅朝秀） どうも御答弁ありがとうございました。

最後に村長のほうになんですけれども、やっぱり結の浜の防災については、ただ学校だけの問題ではないと思っております。今、賃貸工場ができて稼働していますし、また村営住宅として皆さんが住んでいます。分譲地50戸なんですけれども、そのうち1戸が建って生活なさっているし、またJAおきなわの大宜味支店が何か結の浜に移る可能性が出てきたと伺っていますので、今からいろんな施設ができて

きて、結の浜にいろんな人が立ち寄り、また住む場所になっていますので、今後ともこの結の浜の防災については、先ほど村長が答弁なさったことをぜひ実行していくんだということで、村長から一言答弁をいただいて、この件についての私の質問を終わりたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま具志堅議員から念を押す形での御質問でございますが、中心地域、地区ということもありますので、どうしても防災については津波関係も含めて対応をしていかなければいけないと思っております、学校だけではないということの認識で努めていきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） これで小学校統合及び中学校移転と結の浜の防災についての質問を終わります。次に堆肥及び農薬補助について、具志堅朝秀議員。

8番 具志堅朝秀議員。

○ 8番（具志堅朝秀） 堆肥及び農薬補助について。

現在、大宜味村の農業に対する補助について、堆肥、化学肥料が主となっております。農業を産業としてもっと成長させるために充実した体制が必要と思われれます。そこで次のことを伺いたいと思っております。

1、土をよくするために堆肥補助の補助率の向上と大宜味村内で生産された堆肥を中心に検討できないかどうか。

2、農薬も農業生産にとって重要な要素であります。何とか補助対象として検討できないか。

以上、御答弁のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの具志堅議員の農業に対する御質問について、順を追ってお答えしたいと思っております。

1点目の堆肥の補助についてでございますが、村では堆肥補助を20%補助しておりますが、北部の他の市町村を調査したところ、各市町村においてばらつきがあるのが現状であります。今後は農家の希望や費用対効果等、あらゆる観点から調査をし、また沖縄県農業改良普及課との意見も参考にしながら、農業振興につながるよう努力をしてみたいと思っております。

また、村内で生産された堆肥の推奨をするということは大変よいことだと考えておりますし、村内の堆肥会社を育成する観点からも支援をしてみたいと思っております。

2点目の農薬の補助でございますが、現在、補助は行っておりません。基本的には有機農法を推進していきたいと考えておりますので、有機表示でできる農薬の補助をできるかについても堆肥と同様に検討をしてみたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 8番 具志堅朝秀議員。

○ 8番（具志堅朝秀） 今、御答弁にありましたけれども、隣村の東村はたしか50%の堆肥補助であったかと思っております。そして50%になって何が変わったかといったら、カバチョのほうが多分北部で一番になったかと思っております。今年、来年あたり1番になりますけれども、やっぱり何か変わってきたかと思っております。そして今、補助がないところで伺ったのは、課長から伺ったんですけれども、今帰仁とか、あとは本部と聞いております。本部行きとかありますけれども、何か220円で販売されていると伺っていますので、やっぱりこっちとの差が結構あるということをお農家から伺っています。それを踏ま

えて、今後、農業を、ただ補助だけじゃなくて、あらゆる方面から農業を支援していただけたらと思っております。農薬に関しては、やっぱりそういう方針にあっては仕方がないかなと思いますけれども、生産に対しては重要な要素でありますので、今後検討をいただけたらお願いしたいと思っております。

また、先ほど話した堆肥の件は、せっかく大宜味に会社が来ておりますので、支援を含めた意味で、堆肥に足りない分に関しては、例えば鶏ふん系を使うとか、それに補助していただければありがたいなと思います。それを今後とも、農業を振興するために産業振興課が中心になって、いろんな体制をやっていただきたいと思っております。それを踏まえて、産業振興課長より今後のやっていくという決意みたいなものをいただいて、私の質問を終わりたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 豊） ただいまの具志堅朝秀議員の質問にお答えしたいと思います。

先ほど来、村長からありますように、北部の市町村においてばらつきがあるというのはございました。先ほど具志堅議員からあったように、となりのほうは50%、また40%のところも実際に補助を行っている市町村もございます。先ほど来あるように、他方では補助を行っていない市町村もございます。補助を行っていない市町村を見ても農業の後進かというところではなくて、やっぱり先行している部分というところもございますので、両方ですね、先ほど村長から答弁があったように、あらゆる観点から調査をしていく必要があるかなと思います。ただ、農業がしやすい環境を整えていくというのが私も村の役割ですので、ぜひ前向きに考えて、議員から質問のありました農薬に関しても、あわせて前向きに検討していきたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 以上で具志堅朝秀議員の質問を終わります。

◇ 平 良 嗣 男 議 員

○ 議長（金城 勇） 次に大宜味村青年新規就農給付金事業について、平良嗣男議員。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 大宜味村青年新規就農給付金事業についてお伺いをしたいと思います。

国の食料、農業、農村基本計画に基づき、人・農地プラン、いわば地域農業マスタープランの策定を通じて、地域農業のあり方や担い手の経営体の明確化や多様な担い手の役割を發揮させて、農地集積計画等に連携させて、地域農業や集落の活性化を図るためにあると思うが、この制度は、農業を志す若者への支援を目的にありますが、我が大宜味村においても、平成24年度においては8組9名の方がこの制度の恩恵にあずかり、我がむらの将来における中核農家になるものと期待をしておりますが、この制度における目的の中に、将来において、地域農業の担い手、中核農業者になること、地域に密着した活動を行うことなどの条件がありますが、村当局としてはどのように個々の農家の営農体制を確認し、中核農家になるよう指導を行っていくのか。現時点では幾つかの問題点があるのではないかとと思いますが、下記の点についてお伺いをいたしたいと思っております。

1点目に、地域行事等への参加協力について、どのように地域との協力体制を構築するのか。村当局としては、アドバイス等々をどのようにしているのか。

2点目に、現状の営農体制の状況を村当局がしっかり把握できているのか。販売高や費用等の現状把握の方法などについてお伺いをいたしたいと思っております。

3点目に、栽培管理作業等の指導はどのように行っているのか。この3点についてお伺いをいたしたい

と思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの平良嗣男議員の大宜味村青年新規就農給付金事業について、3点ございます。順を追ってお答えいたしたいと思います。

まず1点目の地域行事等への参加協力についてでございますが、青年就農給付金事業の給付者を決定する際に面談を行い、地域のリーダーとしての活躍をしていく意欲や地域行事への積極的な参加をするとの確認を行い、給付者の決定に至っております。現在でも青年団や地域行事等への参加をするように指導しております。今後の課題としては、大宜味村青年農業クラブ、仮称でございますが、を結成して、産業まつり等に参加するなど、なお一層の地域への貢献についても指導をしてまいりたいと考えております。

2点目の現状の営農体制の状況を村当局がしっかり把握しているかということについてでございますが、給付金事業の要領には年2回、就農状況報告をすることになっており、前回7月に報告をもらっているところです。その中には売上高などの決算も記載するところがあり、受給者の経営状況を把握することが可能であります。また現在は、農業簿記の講習を青年就農給付金受給者を対象に行っており、今後は青色申告農家がふえることが予想されます。将来的には、青色申告農家を中心に、村の支援事業を行っていきたいと考えております。

3点目の栽培管理作業等の指導はどうなっているかについてでございますが、前日の就農状況報告書をもとに、現地に入って指導を行っております。今後は、県の普及課の園芸技術普及班の職員と有効的な指導方法を協議しながら対応してまいりたいと考えております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 1点目の村長の答弁では、青年会等の中に入って地域との協力体制を行っているというようなこともありますが、やはりその部落、その部落、住んでいる部落で、区長、または成人会、そういうものもございます。青年会もございます。そういう中で若者が活動して、連携しながらやっていくことが地域との連携も密にし、そしてこれからの彼ら、若者たちが農業を志す中において、またいろんな連携をとりながら、いろんな知恵を受けながらできるものだと思っておりますので、今後とも御指導を願いたいと思います。

なお、2点目の営農体制、これは新規就農である中において、私が調査した段階においては、この皆さん方にも一所懸命JAや普及所等、いろんな指導機関がございます。JAおきなわとか、それから太陽の花、大宜味村においては村独自でアドバイザーがおります。その皆さん方を大いに活用するのが当たり前だと思うんですが、全くそういう指導体制が起きていないと。新規就農であるがゆえに、どのようにして、作物を植える中においても、そういう指導を受けていない中で実際やっていくのか、そこら辺が大変疑問でございます。実際、今、大宜味村の営農アドバイザーがおりますが、全く活用されていないと思っております。そのアドバイザーに確認しますと、聞いてもくれないというような話です。どこでどのようにして指導を受けているのか。そこら辺が新規就農者でありながらもこの指導を受けなくても、自分独自の中でそういう営農体系をつくりながら行っているのではないかと考えております。中には2人ほどは、JAとかいろんな関係機関に指導を受けながらやっている皆さん方もおります。実際、8組の中で9名が認定されておりますけれども、その中においては夫婦で1組ございますね。そういう

皆さん方が一生懸命に生産高を上げて、生活ができて、そして税金を納めるような状況が出てくると大変うれしいことですが、何せ新規就農でございますので、大変御苦勞なさっていると思うんです。そこら辺の若者たちの農業に対する意欲を与えるためにも行政としても指導を十分に行っていく必要があるかと思えます。そこら辺はさっきの答弁にもあったんですが、しかしながら、実際的に指導を受けているかといったら受けていないわけです。そこら辺を再度、これは担当課の中においても確認をしながら指導体制を強化してもらいたい。

それから今、就農給付金の中においては、2つの種類があると思うんです。例えば準備型のものと、経営開始型がございますが、その準備型の件については、農業大学校や先進農家、アフリカとかヨーロッパ等で研修を受けた皆さん方が受けられる、これは最長2カ年で年間150万円受けられるわけですが、そういうような事業でやっている皆さん方がおるのかどうか。または営農開始型の皆さん方というのは、あくまでも新規農業者であるわけですから、これは5カ年間の年間150万円かかりますね。そういうふうな2つの準備型と経営開始型の2種類がありますけれども、その中で8組9名の皆さん方は経営開始型のものを受けて行っているのか。そこら辺をちょっと確認していきたいと思えますので、先ほど私が申し上げた件について答弁をお願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 豊） ただいまの平良嗣男議員の質問にお答えしたいと思います。

質疑ではなかったんですけれども、その地域のリーダーということで、やっぱりコミュニティーというのも大切なので、審査の中でも地域に溶け込んでそういう活動をやっていくという確約はとれていきますので、今後ともその地域においてリーダー育成のために、地域の皆さん方も温かく見守っていただきたいと思えます。

質問の1点目なんですが、指導体制がうまくなされていないんじゃないかという御質問なんですが、確かに指摘のあるとおりに、ほとんど今、確立されていない状況でございます。私どもの就農給付金を決定した委員の中からも昨年、平成24年度からやったんですが、この平成25年度においても、給付を決定して、ただそれで終わっているんじゃないかと。今後、そういう給付者の育成支援体制をしっかりとしないと、いかなければならないんじゃないかという意見は多々出されていますので、今議員御指摘の指導体制に関しては、営農アドバイザーも含めてなんですが、県の普及課、また研究センターと一緒に、今後、就農の給付者、されている方々は将来大宜味村においても大きな役割を担っていくリーダーですので、今後とも育成に関しては村として一所懸命支援をするよう努力をしていかなければいけないのかなというぐあいに考えております。

2点目の準備型と開始型の点なんですが、準備型は基本的に村内はおりません。これは直接県のほうでの受け付けになりまして、私ども今現在、就農給付者は営農開始型だけの認定になっております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 今の認定の中で8組9名の皆さん方の決定した段階での件について、少しだけ確認していきたいと思えます。

新規就農であるという証明は、皆さん方どのようにして行ってきたのか。または農業所得証明でやってきたのか。恐らく新規就農だから、農業所得証明というのはありませんよね。それで見ることではできないと思うんですが、実際的に新規就農ということであるが、ここのこれまで収益を得て、そこから受

けている皆さんで新規就農者として見られて受けている人がおるかどうか。そこがこの若者たちのやる気を与えるためには、ある程度のあれは考えてあげなければいけないと思うんですが、そういうのが実際あるんじゃないかというのを私は見ているわけです。いわば新規就農で、本来でしたら、新規就農じゃなかったんじゃないかと。これまでに収益を上げてきた皆さんがおると思うんですよ。そういう皆さんが新規就農として、今、皆さんが認定して給付しているということがあるんじゃないかと思うんだけれども、そこら辺と。今後、この若者たちを、8組9名の皆さん方の、これからの営農体系を行政としても、先ほどから申し上げているように指導して、この皆さん方の農業所得が向上できるような体系を行っていくためにも、行政としてもこの農家の圃場の確認、そういうところも行っていかなければできないものだと思うんですね。ただ給付したからいいというものじゃないですよ。これだけお金を出すわけですから。農家を回って、そして至らないところは呼んで指摘をする。そういうこともしながら農家の育成に努めてもらいたい。この事業が実のあるような事業であるように、行政の皆さん方の御協力を得ながら、この若者を育成してもらいたいと希望をして終わりますが、先ほど申し上げた件を答弁してもらいたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（宮城 豊） では先ほどの新規就農のとらえ方の点で、農業所得があったところから開始ではないかという御指摘がございますが、私どもその当初の考え方といたしましては、要綱に基づいて新規就農に当たるのは利用権設定、もしくはその機械関係の購入、もしくはリースのあった日から新規就農の開始日と認めるという判断で行ってきております。ただ、実際に疑義が生じて、以前に農業所得があったものがあるんじゃないかということで、今現在、疑義が出ておりますけれども、今、実際、あらゆる方面からの調査をしている段階ではございますが、私どもの考え方としては、先ほどありますようにその新規就農に関してのとらえ方は利用権設定、あとは先ほどから言っているように機械の購入等、リースですね、それが新規就農という考えを今でも持っている。考えを変えてはおりません。そういう見解ですね、村としては。

2点目の今後、先ほど来あるように、給付者の育成というものに関しては、やはり給付したら終わりではなくて、圃場をこまめに回って、その農家がどういうことを望んでいるのかとか、あとはまた先ほどからありますように、県のほうからいろいろ御助言もいただきながら、ぜひ新規の就農給付金の受給者に関しては大宜味村の将来を担っていただく青年たちですので、ぜひ大切に、行政としても今後も支援してまいりたいと思います。以上です。

○ 議長（金城 勇） これで平良嗣男議員の質問を終わります。

◇ 大 城 佐 一 議員

○ 議長（金城 勇） 次に統合問題と結の浜の利用計画について、大城佐一議員。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） おはようございます。一般質問をしていきたいと思います。

統合問題と結の浜の利用計画について。

これまでに実施されてきた小学校の統合問題と結の浜の計画変更についてお伺いします。

これまでいろいろと教育委員会のほうで住民説明会等をされてきましたが、おっしゃっている件で村当局はどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

まず1点目に、教育委員会が実施してきた村立学校の望ましいあり方検討委員会から住民説明会に至るまでは、統合ありきの開催で、この住民説明会がアリバイづくりにしか私には思えません。

2点目に、学校用地の中央部への計画変更はいつごろ最初に話があったのか。

3点目に、村地域防災計画で津波危険想定区域に結の浜を指定しているのは間違いないですか。

以上、3点お願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの大城佐一議員の御質問にお答えいたします。

まず、これまでに実施されてきた小学校の統合問題と結の浜の計画変更ということでございますから、結の浜の場所の変更に至った経緯を先に申し上げたいと思いますが、教育委員会から先ほどありました計画等の説明はあったということを理解しております、それはそれとして進めていけたらと思っております。この場所の問題についてでございますが、結の浜の学校予定地の変更につきましては、9月でしたか、にも幾らか申し上げておきましたけれども、改めて説明をしたいと思っております。平成25年1月17日に村教育委員会より小学校統合推進に伴い、結の浜の土地利用計画の見直しについて要請がありました。平成25年4月19日に大宜味村重点施策内部検討委員会埋立土地利用計画班会議を開催し審議を行ってきました。学校用地の変更については、全員の了解が得られましたが、村づくり検討委員会等への説明が必要であるとの意見が出されました。そこで平成25年6月10日開催の第3回庁議においては、これまでの整備計画との整合性や村づくり検討委員会等への説明の必要性が確認され、継続審議となりました。平成25年6月24日に再度埋立土地利用計画班会議において、学校用地の位置の変更が了承されました。平成25年7月23日に大宜味村村づくり検討委員会を開催し、学校用地移転の経緯、理由、変更による影響等を説明し、委員会の賛同を得てきました。複数の委員からは周辺環境の整備も早急に実施してほしい旨の要請がありました。さらに結の浜公園、スポーツ拠点整備計画策定委員会委員長が兵庫県に在住のため、平成25年8月2日付、文書で報告し、8月6日に電話にて了承を得ております。平成25年8月16日には第5回庁議を開催し、各会議における審議状況が報告され、本村の将来を担う子供のため、よりよい教育環境を整備することが最優先であると確認し、学校用地の変更を決定いたしました。そのため平成25年8月16日付で沖縄県知事に対して埋立免許条件の変更許可申請を行い、同年9月12日付で沖縄県知事から許可を受けてきたところでございます。以上です。

防災については課長から説明させます。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋幸俊） 今、防災計画のほうは見直しを行っております。その中で、当然、結の浜のほうも入ってくるものです。これまでは結の浜という地域がなかったということもありまして、以前策定した防災計画の中ではそういう指定等は含まれておりません。以上です。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 1点目に言った学校統合問題のなりゆきを、本当に村長にこのことを答弁もらいたかったわけなんです、もう一度聞きます。

今まで教育委員会がやってきたこの説明会、本当に住民が納得したような説明会だったのか。

それとあと1点、教育長は説明のたびに統合ありきではないというふうに言ってきたわけなんです。しかしながら、村長もこの平成21年度に行われた大宜味村の学校の望ましいあり方検討委員会の議事録

を読まれたと思います。第1回の会議の中で、いろんな、これは議事録にちゃんと残っておりますので、当時、事務局だった、今の教育長ですね。もう最初から、委員からのいろいろな質問に対して、全体的に見て小学校の統合は必要ではないかと、こういった文言も発しているし、委員長も就任して早々、すぐさまこういう委員長の意見なんですよ。この検討委員会では、まず小学校の統合について考えていくということになるかと思えます。統合が良いんだという方向性を出させて、地域で話し合いをして、懇談をして、それで走りましょうと。もう最初から統合のことしかないんですね、この検討委員会も。本当に大宜味村に望ましいあり方の、学校のあり方を子供たちのための、議事録の意見交換は絶対ないわけですよ、これ。全部統合したほうがいいのか、複式ではデメリットが多いとか。そういうことを重点的にされているわけなんです。教育長は統合ありきではないと何度も言っていたんですが、もう最初からこれは統合ありきの説明会じゃないですか。だから幾ら、住民説明会でも、部落説明会でも、本当に既成事実をつくって、ちゃんと説明をやってきましたよということをつくっているようなものなんですよね、説明会は。そこについて、本当に議事録のとおりと理解して、どう思うのか。

2点目、中央部への移転計画が必要ということで、平成25年1月17日ですね、これは教育委員会から最初の文書を出されております。しかし、この中に珍しいものも添付されているんですけども、私から見ればですね。これは1月17日に、前回9月にも見せたんですが、こんなすばらしい図面もできているわけなんです。これは果たして、この時点にできていたのか。村長、ちゃんとこっちにも見て印鑑も押されているので、これは1月17日に本当にできていたのか。

あと3点目は、村の地域防災計画で津波危険想定区域に結の浜は指定しているという、法に指定されているということで、元役場職員がも新聞で、論壇でちゃんとやっているんじゃないですか。今の答弁ではないということなんですが、いつごろなかったのか。結の浜ができて、その防災計画に本当になかったのか。その辺1点聞きたいと思えます。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの佐一議員の御指摘、再質問でございますが、ありきでやっていると御指摘でございますが、対説明は、かなりの時間をかけてなされておりますので、こういう方向で進めたいんだという思いがあつてのことだと理解をいたしますので、説明はされたのではないかと、一定の理解は得られたんじゃないかという思いでございます。

また、図面につきましては、1月17日と最近のものにつきましては見ておりますけれども、1月17日時点についてはちょっと調査をさせていただきます。今、資料を持っていないので即答できませんので、あとで提供したいと思えます。よろしく願いいたします。

それから防災につきましては、再度課長のほうから答弁をお願いします。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋幸俊） 今の指定の問題、確かな覚えはないんですが、ただ通告にそういう問題等が含まれていなくて、結の浜の計画の変更について、何が、どれがその質問なのかというのがちょっと準備できなかつたということもありまして、ただ、今、平成25年度の事業で村全体の防災計画の見直しはしております。その中で結の浜もしっかりした計画をつくっていきたくて考えております。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） この統合に関しては、教育委員会の次のあれにも出てくるので、この結の浜のこの件ですね、位置変更、今村長は資料を持っていないと言っていたんですが、これは教育委員会から

出された資料に村当局に送ったものがあるけれども、総務課で受けたものはどういうことかということで請求したら、この図面もついてきたわけなんです。これは9月の時点で、休憩してこの図面を見せたら教育長は何と言いましたか、「ああ、これは最近の図面ですね」と、はっきり言ったわけですよ、この場で、この図面を見て。最近のものと、9月の時点だから最近ということはもう、8月前後ぐらいじゃないかと思うんですが、できたのが。ということは1月17日の文書にこの図面が添付されるということで、私にこれはあげたことはどういうことなのか。実際はこのときは、この図面は入っていなかったんじゃないですか。これが本当にこうだったらどういうことになりますか、皆さん。これは私文書偽造に当たるんじゃないの。ないものをつけて出すと、これは大変なことになりますよ。それとこの流れを見ると、これは前にも説明したんですが、結の浜の立派な整備計画ができております。1月17日にこういう立派な図面をつけて、教育委員会が村当局に要請したら、こういったものができ上がりますか。立派にできていますよ、これ。中央部には村民の交流広場、立派な図面ができております。村民の交流広場が。この策定委員会で、この案が最終的にできたのが1月29日、策定委員会、計画全般の確認、これも最終的にでき上がった確認ですね、これがね。その中に中学校の主な意見ですね、何もありません、中央部に。計画変更するとか何の議論もされておられません。その中の委員には副村長、教育長、何名かの課長も含まれております、この委員の中には。そういう四、五名の当局の方がいながら、1月17日にこういった立派な図面ができていのに、何で計画をそのまま通すのか。村長これ見ていますよね、この計画書。整備計画。これは交流広場立派なものできていますよ、村民のための。これを急に、いつでしたか、7月23日に計画変更をやりますと、中学校の。これは企画観光課で説明会を行っております、7月23日に。農村改善センターで。私が聞き逃したかもわかりませんが、この説明会があることすら知りませんでした。8月9日に臨時議会があって、初めてこの資料を出されてわかったわけなんです。結の浜の土地利用計画の見直しについてということで説明されております、これは。学校は北側から中央部に移転しますと。この移転理由もちゃんと書かれております。であれば、何で村民の一番大事な交流広場、健康維持のために利用できるような立派な交流広場も計画されているのに、これを学校もつくれないような敷地に移すと、そういうことを学校はじゃあこっちに移転しますと住民説明会をやっております。これは一番村民が願っている交流広場を、あの学校もつくれないようなところに場所を移しますという説明会を開催してくださいよ。こういう、自分らの都合のものばかり説明して、村民のためになるものは説明しない。こういうやり方で本当にいいのか。その辺を十分検討して、ぜひ計画どおりに、立派な村民交流広場を造ってください。せっかくこういう計画を作っているのに無駄にしないでください。

それとこの津波危険区域に、指定している区域にわざわざ大宜味村の子供たち、将来を担う大事な子供たちを危険地域に指定されている場所に学校を行かすと。本当に親としてもいたたまれない状況じゃないかと思います。こういう安心、安全と言いながら、最も危険なこういう地域に移転、自ら津波の危険地域に指定しているところを、学校の場所決定、制定するということが本当に考えられません。そこで前回やった加藤先生の講演会の内容等、いろいろ、村当局にも要請文書が来ていると思います。そういったもろもろの津波に対する認識を十分検討し、あえて危険地域に学校を移すわけだから、村当局としてもこういった津波に対する、危険はこういうのがありますということを、本当に講演会を開いて、開催するのが私は当たり前と思っています。詳しいことは次の教育部長に対しての質問がいっぱいありますので、そこについてどういうお考えを持っているのか村長にお聞きしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） それでは大城佐一議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほどから提示があります図面につきましては、その当時に私たち、一応確認はしておりませんので、今、返答できません。

それとあと、村づくり検討委員会についての会議について、村づくり検討委員会は各字からの代表者を含めて約73名ございます。そういう方々に一人一人説明するのということ、活性化センターのほうで案内を申し上げまして会議を行っておりまして、その中でも検討委員会のほうからは大方賛同を受けまして、ほかの学校施設をつくるに当たっては外部環境等も整備を早急に進めるべきじゃないかというようなことを受けまして、その会議の意見をまとめております。それからちょっと飛ぶかもわかりませんが、大宜味村結の浜公園スポーツ拠点整備計画、1年以上かけまして策定されました公園計画の内容が実施されないんじゃないかということでございますが、議員の整備計画との整合性がとれないというような内容と思うんですが、確かにでき上がりました計画に対し変更が生じることにはなりますが、村としましては、教育委員会からの依頼がありました教育環境の良好な環境づくりはどうすればよいかという観点から議論をしてきたところでありまして、子供たちの教育環境を最優先に考えるという方針に基づきまして用地の変更を決定しております。今後、結の浜の公園スポーツ拠点計画につきましては見直しも検討しなければいけないかと思っております。策定された計画書にあります整備の基本方針に基づきまして、スポーツ交流広場の機能を維持しながら施設整備を行ってまいりたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） 佐一議員の危険地域だということございまして、確かに海のそばというようなことで危惧しているところだと思いますが、ただ、そういう場でより防災計画というものを教育委員会の中でいろいろ計画をして、検討を進めているところでございますから、そこのところとタイアップをしながら、もしより安全で、よりよい教育環境づくりのためにともに見ていきたいなど。防災計画をまず先に、安全性が確保できるような体制が必要ではないかと思っております、教育委員会の推進委員会との話を進めながら共同していきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きによって特に発言を許します。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） いろいろ答弁もありましたが、私ももう少し詳しく勉強して、次回に持ち越したいと思っておりますが、最後にこの図面を書いたのはだれなのか。これを見る限り私は、これは素人がこういうふうには書けないと思います。これは設計のプロが書いていると思いますので、この図面を書いた人はだれなのか、どこなのか、その辺を答弁もらいたいと思っております。

それと学校の計画の変更、これは今議会の議案に出ているんですが、過疎地域自立促進特別措置法でこういう過疎地域の計画を決定する場合、やはり報告しなければいけないということなんですが、これも出てはいるんですが、本当は学校を決定する前にやるべきじゃないのかな。この2点をお聞きしてこれは終わりたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） それではただいまの大城佐一議員の過疎計画の変更についての答弁をしたいと思います。

現在、教育委員会のほうでは平成28年4月開校ということで事業を進めている中で、事業等についても今後、国の補正予算等、経済対策に伴いまして補正が出る可能性等も出てきます。そういう中で私たち村としましても、まずはこの過疎計画の変更の必要性を鑑みまして、県への過疎計画の変更をまず一段階として執り行っておりまして、現在、県からの変更の承認も得ているところでございます。そういうことで、平成25年度から事業の可能性等も示唆される中ですので、そういうことで学校の事業の推進に合わせたスケジュールで過疎計画の変更という手続をとらせていただいております。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） 図面の件につきましては、ちょっと把握が不十分でございまして、後で終わってお答えしたいと思います。よろしいでしょうか。よろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） これで統合問題と結の浜の利用計画についての質問を終わります。
休憩します。

（午前11時10分）

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時20分）

○ 議長（金城 勇） 小学校統合の課題について、大城佐一議員。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 今度はまた、小学校の統合課題についてということで一般質問をしていきたいと思っております。

小学校の統合については、住民説明会等を開催してきましたが、さまざまな課題がある中、統合決定したこと及びこれまでの説明についてお伺いしたいと思います。

これは、本当はたくさんあるんですが、まず、最近の近況を聞きたいということで、1点目に送迎問題と施設の小中校一体共有化等についてどうなっているのか。

2点目に、村の地域防災計画で津波危険想定区域に指定している結の浜への計画で、加藤先生の「東日本大震災から私たちが学ぶもの、あなたは子供の命を守れますか」と題して、最近、講演会がありました。それを読まれたと思っておりますが、どう思っているのか。

3点目には、そういうことについての2点目の要望書について、教育委員会に送ったら返答が来た。送った主に。この陳情について、いろいろ資料を提出してくださいということで、これは教育課長名義で出されております。これは教育委員長、教育長、教育委員会の中では何も話し合いを持たないで、すぐに教育課長でこの文書を出したのか。その辺をお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

（友寄景善教育長 登壇）

○ 教育長（友寄景善） お答えします。

今、小学校の統合問題については、推進委員会等でいろいろ議論して、配置計画等を詰めているところでございますが、送迎ということは、児童生徒の送迎のことだと思っておりますが、送迎についてはこれから専門部会等で議論して、対応してまいりたいと思っております。

一体化共有施設等につきましても、中学校と小学校の共有施設はできないかということで、具体的に

言いますと、理科教室とか図書館、家庭科室とか、共有できるのはどういう教室なのかということで、学校現場の先生方の意見等も聞いて大体まとまってきている状況でございます。

それから2点目の防災計画の危険地域ということと加藤先生のお話があって、命が守れるかということでありましたが、この件について、先ほど具志堅議員のほうでも答弁させてもらいましたが、今、結の浜の現場の状況というのをしっかりと理解してほしいということでありまして、事実誤認がありましたので、再度これは確認する意味で、ぜひこれは知っていただきたいということで、再度読み上げて説明したいと思います。今年の3月に、県が公表した想定津波の最大浸水深は、結の浜地区の地盤高を実際よりかなり低い3メートルで設定し浸水深が算出されており、浸水深の深い危険地域となっております。そのため余分な不安と危機感を増幅し、当該地区全体に対するイメージを大きく損なってきたのも事実であります。実際の地盤高は大体5メートルから6メートルほどあり、その数値で当然シミュレーションし浸水深を算出すべきでありました。そうすると結の浜地区の浸水深は当然大幅に減少することは明らかであります。結の浜地区の津波浸水深については、県が公表した当初から疑問を持ち続けておりました。地盤高や周辺の地形等からして理解に苦しんでおりました。今年の10月ごろから実際の地盤高とシミュレーションに用いられた地盤高に相違があるのではないかと疑念があり、県の担当部署に照会しながら確認作業を続けてまいりました。教育委員会といたしましては、平成25年12月4日付、今月4日付で沖縄県土木建築部海岸防災課へ文書で照会いたしましたところ、結の浜地区の地盤高を3メートルで設定し浸水深を算出したとの正式な回答文書を、平成25年12月11日付、先週であります、それをいただきました。教育委員会としましては、当該地域の正しい理解のため、現在公表されている津波に関するハザードマップ等の修正を引き続き求めてまいりたいと思います。今、こういう状況で県が公表した浸水深の危険といえますのは、7段階の中で下のほうから4、上のほう、危険度が高いほうからも4ということであらうと中間に位置するわけでありまして、この事実を把握してシミュレーションすると、危険度というのはかなり軽減される。場所によってはほとんど影響ないところも出てくるのではないかとこのふうな予測をしておりますが、当然これは数値上等を含めて、周辺の海岸の地形等も考慮して、再度シミュレーションを図る必要があるだろうということで、県のほうにもハザードマップの修正をお願いしているところでございますが、依然として海岸沿いということで危険な地域であることには間違いありませんが、子供の命を守るかどうかということなんですが、私は村内の学校、今、5学校がありますけれども、喜如嘉小学校はちょっと奥のほうにありますけれども、いずれの地域も危険地域であることには変わりはないと思っています。地形からして、津波の特性からしましても現在の学校は非常に危険な地域でもあると。現に、昨年は高潮等で被害を受けた学校もありましたし、また過去に裏山から土砂が流れて、過去というのは去年の大雨で裏山から土砂が流れて家庭科室と職員室に泥流が流れ込んで一時パソコンが使えないような状況もありましたし、また昭和51年については、同じように裏山から土砂が教室に流れて、ひざまで浸水して、午前10時に臨時休校したということもあります。ほかの学校においても大雨で排水ができなくなって、そこで校長先生が溝に転落したということもありまして、私は子供の命を守るためにも、結の浜地区が非常に危険な地域であるということには当たらないと。もちろん危険でありますけれども、現在の学校から極端に危険な地域で、すぐ子供たちが危険にさらされるという状況ではないと思います。現在の宜味村における集落、海岸沿いが多いわけですが、その地域も至って危険な地域でありまして、結論から申しますと、学校に預けたほうが安全ではないかという認識もいたしている状況でございます。

それから3点目、教育委員会に対して、要望等が出されたことに対していろいろ資料を求めているということにつきましては、当然、団体が要望するのであれば、その団体について知るのが当然だと思います。その組織の規則とか構成メンバー、あるいはその構成メンバーによってはまた教育委員会議に諮るときにも除斥要件とかいろいろありますので、しっかりその団体がどういう団体なのかということを知るために最低限の要求をしたつもりでございます。これは課長名で出しておりましたけれども、私のほうに文書が回ってきて、この団体の性格というんですか、団体のことを詳しく知る意味で課長を通して資料提供を求めてきたところでございます。以上です。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 毎回教育長の答弁は、幾ら聞いてもまともな答弁はしない。のらりくらり逃げばかりいて答弁しない。毎回専門部会とか何部会とかに任すという答弁しかしないんですが、教育長は自分の持論とか、こういう目標とか、この考えは何も持っていないんですか。持っていたらはっきり自分のことも、思いもちゃんと言ってくださいよ。そして今月26日には説明会をすると言っているじゃないですか。もう決まっているわけでしょう、説明会をするというからには。こちらにも説明してくださいよ、送迎とか。これは部落説明会のときに送迎の問題、塩屋の公民館で送迎をやりますとはっきりあなたたちは言っています。そこで小学校4キロ圏内、中学校6キロ圏内という認識はそのとき持っていたのか、わかっていたのか。これはどっちなのかはっきりしてくださいね。これも何回も話をするんですけどもね、この1点。

あと、この供用の件なんですけれども、適正化基本計画の中にも小学校は中学校の部活動が、例えばグラウンドの話ね、体育館とかね。部活動が終わったときに調整して使用するということを書いておりますが、これは小学校は部活動するなという意味なのか。統合するにも中学校、小学校と切り離して考えてください。またもとの併置校に戻すのですか。なぜそういうことを言うかということ、基本計画の中に連携について小学校、中学校がそれぞれの主体性を生かしつつ、互いに連携、融合し、本村の目指す教育の方向性を共有するというので教育委員会は言っているんですけれども、これは私は全く反対と思います。なぜかということ、教育長も併置校時代を過ごしているからわかると思うんですが、現在の小学校6年生というのは、もう10年、これ統合してから、塩屋小学校のことを例に言うんですが、この子供たちというのは長らく自分の意見を表に出して言おうとしない。最近では、本当に自分の夢を立派に主張することはできるんですよ。これはなぜこういうことができたかということ、今の小学校の6年生というのは上級生、私たちが上級生としてやらなければいけないということをそれぞれが自覚を持ってこの学校のいろんな行事に積極的に取り組んでいるからこそできると思うんですね。前の併置校時代はこっちには6年生になっても中学生がいる。何をやるうにも中学生がいるから遠慮がちになる。自分の気持ちが言えない、主張ができない。あるいはその中ではいじめの問題も出てくる。塩屋小学校が統合してから今の子供たちがこうして自分の夢を、できるということはですね、何十年かかっていると思いますか。統合して今何十年なりますか。こういう先輩からの、何とか自然にこういう押さえつけられるような自然体でできているから何もできなかったわけなんですね。教育長も今年の小学校の卒業式に参列されていたんですが、見事ですよね、十人十色全部、夢、それぞれ違った夢を言っております。これが例えば10年前だと、男の子だったら1人が野球選手になりたい。みんなも右へならえ、同じこと。女の子がケーキ屋さんになりたい、みんな同じこと。こういうことしかできなかったんですが、今はもう堂々とみんな一人一人がそれぞれ自分の夢を語るができるということは、中学校と小学校が別々になっ

てできたものであって、また提携してということを行っているが、これは逆になると思いますよ。またもとの小学生に戻ると思います。これははっきり言えます。

それとこの浸水深について、今話に聞くと、9月の時点では教育長しかり、この浸水深と海拔のこの理解もできなかったという話を聞いているんですが、きょうの答弁の中には、県の土木部の資料がもしあれば、私にくださるのであれば一部お願いします。これは県が津波想定で示していたことは間違いということなんですか。これはどっちが最初に、この津波の浸水深ということを出されているのか。その辺を詳しくお聞きしたいと思います。

あと1点、今、代表者からの陳情書について、陳情者はいちいち、皆さんこういうことをとっているの。これ初めてじゃないの、こういうことを出すのは。今までこういう経験はありますか。私はね、これ村民がこういうふうにやってくださいと言ったら、あなたはどのような方なのか、いちいち聞いてから陳情書を受け付けするのか。これは日本国憲法第14条「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」というふうにうたわれています。それに基づいて地方公務員法（平等取扱の原則）第13条「すべて国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければならない、人種、信条、性別、社会的身分若しくは門地によつて、又は第16条第5号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて差別されてはならない。」あなたたちこれに抵触しているんじゃないのか。明らかにこういうことを、不平等なことをあなたたちは言っているわけです。よくもこういう文書を出していますね、びっくりしましたよ、これ見て。本当にこれが真摯なる、未来ある子供たちの学校づくりに、あなたたちが頑張っているという証拠なの。

こういう関係で、あと1つは、これも大変ふぐあいが生じていることがあります。今月の9日に、喜如嘉公民館でこの東日本大震災の写真展を、移動展をするというポスターが張られていたということで、9日の夜まではあったが、10日の朝に壊してから破ってごみ箱に捨てられていたと、こういうことも起こってどういうふうに思いますか。

○ 議長（金城 勇） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 今の大城議員の答弁の前に、具志堅議員のときに12月26日、説明会ということでお話ししましたが、事業報告会とさせていただきますので、その辺は御了承をよろしく願います。

大城佐一議員の御質問にお答えしていきたいと思えます。

送迎において、4キロ、6キロ、認識していたかという御質問がございました。その件につきましては、我々、昨年度説明会の中、最初の7月から8月ですか、素案の説明会を行ってきました。住民説明会及びこのアンケートを提出していただいて、その中のQ&A、議員もお読みになったかと思えますが、その中にも通学方法について、小学校、中学校の送迎はどうなるのかという御質問に対して我々も答えております。通学距離について、現在の規定では小学校でおおむね4キロ以内、中学校で6キロ以内であることが適正とされています。そこは我々も確認をしております。この規定は、徒歩通学による児童生徒の距離でございます。そこら辺の説明も行ってきました。スクールバスでの送迎についても検討しますと、説明会の中でもはっきり言ってきております。参考までに、現在の結の浜に持ってきた場合に、津波公民館あたりから約4キロ、大保公民館から約4.9キロ、5キロですね。田嘉里公民館から8キロ、江洲公民館から約7キロ、押川公民館から約6キロと、そういうものも説明してまいりました。

あと小中連携について、小学校と中学校の位置づけはどうかという御説明をしてきました。素案でも説明してきましたが、新設される小学校、中学校について、併置校になるのではなく、一貫校になるのでもない。教育委員会としては、小学校、中学校、連携した教育を進めていきたい。例えば、英語の授業、外国語授業、中学校は専科であります。そろそろ小学校においてもそういうことが話し合いをされております。そういう連携の中で中学校と連携をしながら、小学校から中学校への受け渡し、そういうことも考えての教育課程を組みながらやっていきたいと。先ほど運動場の話で例が出ましたが、小学校において部活動はないのかという話がありました、できないのかと。そこについては、小学校においては基本部活動というのはございません。ですけれども、やはり小学校においてもクラブ活動を通じて心身ともに鍛えるということがあろうかと思えます。学校の運営上、そこにおいては教育課程の編成の組み方次第で小学生が運動場を使う、そういうことは可能です。そこについては教育委員会も入りながら考えていきたいと思っております。

あと陳情書についてですが、御本人が来ておりました。私が窓口で対応をいたしました。文書をそこであるのであれば出してくださいと。そういうこともお願いしました。教育委員会事務局としては、御本人が持ってきた陳情書について、やはり教育委員にも説明をしなければいけません。その中でぜひあるんであれば提出していただけないでしょうかということをお願いしたところでした。そこら辺については差別でも何でもございません。そこら辺を御理解いただきたいと思います。

公民館の写真については、事件そのものがあったということはやはり寂しいことだと思います。その中で、我々も津波に対して認識していないというわけではございません。いろいろと話し合いを持ちながら、現状の中で、世界でも生きられる、日本でも生きられる、大宜味村で生きる。そういうことも勉強しながら事業を推進していきたいと考えているところです。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 送迎の問題に関しては、今課長から答弁がありましたとおり、4キロ圏内、6キロ圏内、小学校、中学校の徒歩圏内を認識していたと。じゃあ、塩屋公民館での質問に対して、ちゃんと送迎しますと答えたんじゃないですか。これはうそをついたわけですよ。うその偽証罪、教育委員会。村当局は私文書偽造にやるようなこともやる。こういうふうには、本当に村民をだましてまでもやろうとするこの統合。今、課長から世界で通用する生徒を育てる、こういうやり方では絶対育ちません。かえってマイナスになる一方じゃないですか。

あと一貫校、併置校でもないというんですが、隣同士にあるということは同じなんですよ、これ。こっちは中学生がうろろする、全く同じなことなんですよ。今までも何回もこれは質問しているんですが、本当に的確な、正確な答弁はいただけない。本当に、ある役場OBの投書の中にも、小学校統合については数年前から地域懇談会での議論が交わされてきた。設置場所については、村民が見えないところで検討され、教育委員会で決定し、説明会での質疑だけで終了し、村民の了解が得られたとしている。本当に自分だけ、私全くそのとおりだと思います。この方の言い分では、やり方が本当に逆じゃないかと言っているんですが、私も全くそのとおりだと思いますよ。今、推進委員会か何かやられているけれども、本当はこれが今までいろんな、住民から上がってきたさまざまな課題、これは住民説明会でも説明して、いろんな疑問も上がってきている。それをもとに推進委員会じゃなくて、検討委員会じゃないですか。この検討委員会でじゃあこれはこう、納得してでき上がったものを初めて村民に説明して、こういうふうには統合しましょうというのが当たり前じゃないのか。教育委員会の考え方はみんな統合を

決めつけて、これからいろんなものを作って行く。本当に私は逆だと思いますよ。

あとこの津波の問題ですね。本当にこういう危険地域に学校をつくる、やろうとする心の奥底が知れません。なぜかという、この加藤先生が講演会で中も読まれたと思いますが、静岡大学の教授が、これは横浜で10月ですか、日本地震学会で報告があったと。これも日本では南海トラフ地震を大々的に報道して、こういういろんな、東京から名古屋、大阪、この東海地方においていろんなシミュレーションをしてきているわけなんです、この先生の言い分に対しては、皆さんも図面見てわかるとおり、南海トラフ地震より、この沖縄近海のトラフのほうが一番危険と。そういうことを言っているわけなんです。だから沖縄では余り大きな地震がないものだから、本当は竜巻と地震は沖縄近海が一番、全国的にも多いようなことを何かで聞いた覚えがあるんですが、これが余り大きなものじゃないから、地震はね。余り大きさにとらえていないんですが、竜巻は陸では余り発生しない、海のほうが発生が多いということで余り報道もされないんですが、こういうことが多いということなんです。そしてこれは避難道の話もやっていたんですが、避難訓練、これはやったほうがいいと思いますが、これもですね、前にもちょっと避難のあれでは話したんですが、この加藤先生、釜石の奇跡というのがありまして、その子供たちは日ごろから避難訓練をやっているからできたということで、これを余り訓練さえすれば、海辺に学校があっても大丈夫ということにはなりかねないということで指摘しているわけなんです。じゃあこれが訓練で当たり前、私たち沖縄の子供たちも本当にこれ注意するのかという、私はそうじゃないと思いますね。なぜなら、やっぱり東北、沖縄、この子供たちの地震の感じ方、沖縄で今まで私が感じたのは震度3ぐらい、震度3といってもビクッとしますよね、私たちは。しかし東北の子供たちは震度4、5、何回か経験しているわけなんです。この地震の怖さというのは、震度5では怖いと、大変だと。それに基づいて自然に訓練にも熱が入るわけなんです。私は、沖縄の子供たちが、はい、地震来ました、訓練しますといっても、こういった大きな地震を経験していないものだから、実際に楽しそうに笑ってしか、避難訓練しませんよ。これが本当に震度6、7、8、9、そういう地震が来たら、教育委員会とかは、本当にスムーズに避難訓練ができますか。第一、先生のほうがびびって、こっちにころがっていると思いますよ、生徒を誘導する前に。こういうことを一概に一緒という考えを捨ててください。

それと先ほどポスターを破った件もありますが、こういう講演会の後のアンケートに、住民の切実な意見があります。もう読まれたと思いますが、ちょっとこの場を借りて読みたいと思います。字校区、村の説明会で安全に対する疑問は消すことができません。勇気を出して、声あげたにもかかわらず、決まったことに反対する人たちというレッテルを張ろうとしています。我が大宜味村がものを言えぬ、ものを言わせぬ村になることをおそれます。そしてそれが子供たちの命の問題であることを心配するにやむにやまれぬ声ならば、何のために結の浜なのかと言われた加藤さんの言葉を村民として重く受けとめなければいけないと一層思いました。まだ建設は始まっていません。大宜味のみんなのためにいい選択をしましょう。本当に切実なこういう思い、私も全く同感することであります。

前にも話しましたが、私は反対、反対ばかり言ってという、ある話を聞きました。私は統合反対と一言も言っていませんよということによっております。なぜこういうことを言っているのか。このやり方自体がおかしいから、もう少し時間をかけて十分な議論をしてやってくださいと、これからが本当の議論じゃないですか。この前のある、私たちの中にも議会では議論する必要がないという方もいらっしゃるということを知ったんですが、本当に残念でなりません。これからが本当の議論なんです、どうす

るかということは。そういうことを聞いてどう思いますか。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） お答えします。

村民をだましているということではありますが、教育委員会としてはそのようなことはありません。事実を伝えてきているつもりでございます。

それから小学校、中学校隣同士、併置校は教育効果がないみたいなことをおっしゃっていましたが、教育委員会としましては、小学校、中学校、併置校にして教育環境の整備を図りたいということで、一緒になって悪くなるというふうには考えておりません。この進め方の手法についてもいろいろあると思いますが、これは見解の相違でありまして、教育委員会ではこれまでやってきたような手法をとらせていただいております。

津波の危険地域に学校をつくるということでありましたが、県が公表したシミュレーションは、もちろん沖縄トラフのことも想定してのハザードマップを策定したことだろうと思いますが、村においても実際の問題として、用地の確保とかいろいろ、さまざまな課題があった中で今の結の浜地区が形成されて、そこでいろいろな産業、事業等を今展開しているわけでございまして、その一環として、学校建設も進めているということで御理解をお願いしたいと思います。

避難訓練については、これは実際、今、経験はしていないわけですが、やはりあらゆることを想定して、さまざまな形で回数も多く訓練して、有事のときには速やかに、安全に避難できるように策はとらなければいけないだろうと思いますし、我々教育委員会、村としましても子供たちの命を守る、安全に学習できる場所を確保することは使命でありますので、子供たちを危険な場所で学ばせているということではありませんので、よりよい教育環境をつくるために結の浜地区にすばらしい学校をつくりたいと、そういう思いで今事業を進めているところでございます。これからまだ、進行中でございます。いろいろ意見を聞きながらやっている最中でございますので、村民に広く意見を聞いて、ちゃんとした安心、安全な学校をつくってまいりたいと思います。以上です。

○ 議長（金城 勇） 議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きによって特に発言を許します。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ありがとうございます。

いろいろありましたが、教育長はですね、こういったドゥーチュイムニーの中でですね、この前の、これは何月ごろですか。9月1日、一心療護園の入寮者に言ったことでドゥーチュイムニーしていますね。建物の老朽化と東日本大震災の教訓を生かし、安全な場所に移転するとのことである。すばらしいことを言っています。安全なところに学校も移してください。前のドゥーチュイムニーでは村の統合の問題で、子供たちのスポーツの問題で一つにしたほうがということもありました。それも統合についてですかと言ったら、あなたは統合ではありませんということをやったとありますが、これも考えようによっては統合しなくてもクラブ活動というのはできるわけなんです。自分で言ったことはちゃんと守ってやりなさいよ。その場限りの話、話でみんな違う。

それとこれは広報の224号、これも11月、先月のものです。この中に移転計画の推進議会のものが載っております。これにですね、本村の教育効果を高め、さらに安全、安心な学校を建設し、よりよい教育環境の整備を図るための事業に着手しているというふうに書かれております。私の思いはそうでは

ありません。全く逆です。ちょっと参考に聞いてみてくださいね。本村の教育の効果を低下させ、さらに危険で安心できない学校を建設し、より最悪な教育環境の整備を図る事業に着手しているところというところに、私はそう思います。これについてどういう思いでいますか。最後をお願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） 一心療護園の移転については、私は事実を述べたまででございまして、それにどうのこうのというコメントはいたしていません。

それから先ほどの意見であります。これは見解の相違だというふうにとらえております。以上です。

○ 議長（金城 勇） これで大城佐一議員の質問を終わります。

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

（午後12時03分）

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後12時10分）

◇ 前田 孝 議員

○ 議長（金城 勇） 憲法「9条の碑」の建立について、前田 孝議員。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 憲法「9条の碑」の建立についてお伺いいたします。

今年1月になりまして、安倍総理が憲法改正の発議要件が規定されている憲法96条改正を先行して行うと述べたことから、96条の改正に先にあるのは、憲法9条の改悪であると言っても過言ではないと私は思っております。

96条は、憲法改正において、衆参両院の議員総数の3分の2以上の賛成、国民投票で過半数の賛成という2段階の手続きが必要と規定されているのに対して、自民党の憲法草案は、衆参両院の議員総数の過半数、国民投票の有効投票の過半数へと改めるように求めておるところであります。

さらに、武器輸出三原則の見直し、集団的自衛権行使の容認、過日の臨時国会における衆参両院与党の強行採決による特定秘密保護法が可決されるなど、戦前回帰とも思われる歴史の逆戻りは決して許されるものではありません。

第2次世界大戦後、憲法9条があるので日本は他国の人の命を奪うことなく、平和が維持されていると思います。

平和憲法と言われる9条の改悪を許さないためにも、「憲法9条の碑」の建立は時宜を得ていると考えておりますが、村長の見解をお伺いいたします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの前田 孝議員の憲法に関する御質問についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、まさにそのとおりだと。戦前回帰とそういう思いが非常に強いです。私も同感でございまして、私は政治理念といたしまして、これまで一貫して平和が私の中にはあります。日本国憲法は、国民主権や恒久平和をうたった前文や戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認をうたった9条から

平和憲法として国際的に評価が高いものとなっております。私たち国民はその憲法に誇りを持ち、擁護に努めなければならないと思います。時の政権の都合により、憲法改正ができなくするために高いハードルを設定しており、96条を変えることは議員が述べておりますように戦争へつながるものであり、ぜひこれは阻止しなければなりません。そのための手段として議会での議決や住民運動などが多くなると考えます。憲法9条の碑の建立も有効な手段であり、議員提案の件は大変ありがたく受けとめ、平和を希求する本村ならではの碑建立に向け、ぜひ取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 私も村長の1期から3期目までの公約として、平和ということが村長の政治理念であるということで、まさに今、憲法9条の碑の建立については、村長のその政治理念とは合致するものだと理解をしております。そこで県内においては、平和主義や戦争放棄を誓っている憲法9条の精神を内外に知らしめるために、那覇市を初め、読谷村、石垣市、宮古島市、それと南風原町ですか、そういう団体が建立をされているわけです。それで12月6日までに次年度予算の要求は締め切られたということを知っているわけなんです、村長、政治判断として、そういう団体を調査するだけのですね、調査費だけでも新年度当初予算に計上していただいて、その調査の結果、6月補正あたりで本格予算を計上していくようなお考えはお持ちじゃないでしょうか。お伺いたします。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋幸俊） 今、平成26年度の予算作業をやっているところなんです、そういう重要な問題、あるいは村長の施策の問題で、これは当然に上げていかなければいけないということがあれば、これはぜひ、また財務との調整もあろうかと思うんですが、やっていきたいと思っております。できれば別に2段階に分けるんじゃないかと、当初から一本に絞って、調査費あるいは建立費、そういうものも含めての検討はしていきたいと思っております。これまでいろんな碑が村内にもあろうかと思っております。非核宣言の塔ですか、看板ですね。そういうものであるとか、あるいは90周年のときに行ったぶながや宣言あたりも、本当に平和宣言の一つだろうと思っております。そういうものも含めて9条に関する碑、大宜味村ならではの碑を検討はしていきたいと思っております。そのために予算化はぜひ必要ですので、財務と調整していきます。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 大変いい答弁をいただきましてありがとうございます。いつもそういう答弁だったら非常に時間も短くていいんですが、それはちょっとあれかもしれませんけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。

それで建立するのは前向きにやっていくということでございます。本村には9条の会が立ち上がって、もう大分しばらくになると思うんです。村長も御存じだと思いますけれども。かつて、私が議会事務局長時代に案内がありまして、喜如嘉公民館で9条の会の催しがありました。村長もそのとき同席されて、お話もやったんですけども、それを建立するに当たっては、村内のその9条の会の皆さん方もいろいろな情報をいただきながら、協議しながらいい方向に進めていってほしいと思うんですが、そういう方々とお話し合いなど、持たれるお考えまでお伺ひして質問を終わります。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 前田 孝議員の質問にお答えいたします。

御指摘ありがとうございます。村に憲法9条の会が、非常に積極的な活動をなさっておりまして、そういう団体の方々の御意見も一緒に聴取しながら、そして何らかの形で建立に向けた話し合いをする場がつかれないのかなど。どういう形で、どんな場所であるということも含めて考えていきたいと。ぜひ憲法9条の会には御協力いただきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 以上で前田 孝議員の質問を終わります。

◇ 新 城 一 智 議 員

○ 議長（金城 勇） 次に幼児・児童生徒の学力向上推進について、新城一智議員。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では一般質問をさせていただきます。

まず幼児・児童生徒の学力向上の推進について。

まず1点目に、今後の学力向上の具体的施策、取り組みも含めて、それについてどういう考えなのかお伺いします。

また、人材育成基金のこれまでの実績と、推進に当たって今後の人材育成基金の活用を教育委員会がどのように考えているのか。その意向を伺いたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

（友寄景善教育長 登壇）

○ 教育長（友寄景善） お答えします。

学力向上については、沖縄県はもとより、各市町村でもこれまでさまざまな事業を展開し、本県の学力向上を目指して行っているところと見られます。本村においては、例えば学力向上推進委員会の活動もその一つです。平成24年度の主な活動といたしまして、村内の幼小中一斉授業参観日や地域教育資源活用研究事業など、学力推進委員会での活動を行い、キャリア教育の視点を踏まえた確かな学力、わかる授業の構築による確かな学力など事業を展開しております。今後の学力向上の具体策として、学推でも目標に掲げています幼児、児童生徒一人一人の学ぶ意欲、チャレンジ精神を向上させ、自己実現、自立への基礎を培うためにも教師一人一人が参画できる研修システムの構築、村教育委員会主催事業で例を挙げれば、小中連携授業研究会や複式指導研修会、ミドルリーダー育成研修、琉球大学との連携、県立総合教育センターの活用など、教える側の体制を踏まえていきたいと考えております。また、本村の課題であります児童数が少ないことにより、複式学級での指導を余儀なくされ、学習面での支障や制約を来していることは否定できません。そこで学力向上の面からも抜本的な対策として、現在進行中の結の浜中央部へ4小学校の統合新設、中学校移転を実施し、小学校、中学校連携の教育環境づくりを進めています。

次に人材育成基金のこれまでの実績と今後の活用についてであります。大宜味村人材育成基金条例を平成19年3月30日に制定し、平成19年4月1日より施行開始、平成20年2月6日に大宜味村人材育成事業助成金交付要綱を教育委員会訓令第2号で制定し、平成20年4月1日施行で助成事業を行っているところでございます。これまでの事業としまして、平成20年度に71万円、平成21年度154万円、平成22年度200万円、平成23年度に205万2,000円、平成24年度は168万6,000円の助成を行ってきました。事業の内容といたしましては、海外短期留学生に対する負担金や全国大会への派遣費への負担金などが上げられます。今後の事業においても継続できる事業は積極的に活用し、村の人材育成に生かしていきたい

と考えております。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 学力推進向上委員会が実践報告書ということで出している中の目標で、先ほど教育長が言った幼児、児童生徒一人一人の学ぶ意欲、チャレンジ精神を向上させ、自己実現、自立の基礎を養うということで目標を大きく抱えて、キャリア教育とかわかる授業のこととか、いろいろ上げられていますけれども、幼児、児童生徒一人一人の家庭環境、あるいは地域も含めて、学ぶ前に心の持ちようというか、それもすごく影響しているのは確かだと思います。また各小学校も私の経験から言うと、子供に親が教えられる年代がどれぐらいかにもよるんですよ。例えば小学校3年から4年になると急に授業が難しくなったりですね、活用の部分が出てきて、これの報告でもありますけれども、やっぱり基礎、普通習う足し算、引き算はいいんですけれども、例えばこれを活用して、文章問題とか、読み解く力とか、そういうのにも力を入れて取り組む必要があると思います。今学習支援員が各学校に配置されて、先生方も非常に助かっているとは思いますが、この人材育成基金の使い方も、今、漢字検定、英語検定も含めて、個人の申し込みで個人負担ということで、一部生活の支援が要する家庭はちょっと負担があるんですかね、その辺はわかりませんが、本当に取り組むのであれば、これも全額無料でこの人材育成基金を活用しながら取り組んでいただきたいというのと。それと、今、家庭環境もありますけれども、地域環境、以前と、10年、20年前、私らの時代も含めてちょっと変わってきたと思うのは、やっぱり地元の人というよりも流入してきている方々も多いですし、また先生方の子供に対する対応を、昔は、村長こっちにいますけれども、ウーマクーしたらバンミカシテ、愛のむちでやっていた時代から、今は学校で暴力問題とか体罰の問題等が当然起きてきて、先生方も指導に当たって、本当に熱血して指導されている先生は数多くいると思うんですけれども、なかなかそこまで踏み切れない。教育者としてというよりも、もうサラリー的に、ただ機械的に子供たちに勉強だけを教えているというふうな傾向が見られます。それを払拭するためにも、やっぱり親も先生方に対しての理解も含めてやれるように、いじめもそうなんですけれども、教育講演会みたいなもの、本当に目を引く形で先生も選んで、例えば今のテレビの露出度も多いんですけれども、教育ジャーナリストというか教育評論家、尾木ママこと尾木直樹先生ですね。そういう方々、忙しい方々なんですけれども、そういう露出の多い人たちをぜひ教育委員会主催で、人材育成基金も活用しながら、親も含めて、子供に対してはまたいじめの問題とかも、いろいろ提言もあつたりとか、親が子供に対する向かい方とか、学校との連携とか、そういう講演もいただけたらと思います。授業に関してもそうですね。「今でしょう」で有名になった東進ハイスクール。例えばこれは小学生に値するかわかりませんが、中学生あるいは高校生も含めて、今話題になっている方々、話術のすごい、引き込む力がすごい方々がそういう講義をすることによって、先生方の授業の進め方のアドバイスの、勉強といいましたらあれですけども、何か習得するものができるような気がします。またちょっと伺ったところでは、大宜味中の校長先生とこの間話する機会があって、学校の校長会か教頭会か、どこからの依頼かわかりませんが、ある大学の先生を招いて、この人はいいからぜひ学校の先生方のために講演会を開いてほしいという依頼もあるようですので、その辺は学校の先生方、また教育委員会自体の教育委員も含めて、そういう検討ができないのか。忙しい方々なので、今私が言ったメンバーがいつになるかわかりませんが、そういう取り組みが、やっぱり無名といたらおかしいんですけれども、各方面では有名な先生かもしれませんけれども、一般的に、村民が本当に聞いてみようというぐらいの、何と申しますか、インパクトがある方々

なので、ぜひ今後こういう教育の機会、子供たちの意欲も含めて、学ぶ意欲、今いじめで悩んでいる方々も中学でも多くなってきているようですし、高校でもそういう問題が起きています。そういう根っこをしっかりとケアしない限りは、この一人一人の学力向上にはつながらないと思いますので、その辺も含めての考え方をですね。

また人材育成基金、場合によっては今最先端地域では端末タブレット、iPhoneみたいなものを使って教育を行っているところもありますし、一人一つずつ支給してですね、そういうものにも、これは人材育成基金は寝かしているだけでは今国債になっていますかね、1億1億の国債、何年ものかわかりませんが、それから発生する、利率がどれぐらいかわかりませんが、やっぱり今、実績を見ると200万円なんですよ、年間使われている、この人材育成に。例えば、後で見ますけれども、ふるさと納税、村づくり応援寄附金などは、そこに例えば300万円、400万円ということで多くなってきたりとか、人材育成でこれだけ使っていますよということを大宜味がアプローチすることによってそういう納税というか、寄附金もふえてくる可能性もありますし、それで十分対応できるような感じに今なりつつあるので、基金も別にそのまま置いておだけじゃなくて、効果があるときには使えるように本当は取り崩してでもそういう子供たちの学力向上に使っていったらいいんじゃないかというふうに思いますけれども、まずその講演会の話と人材育成基金の今後の使い方のことを再度伺います。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） お答えします。

例えばの話でありましたが、漢字検定とか、そういうものを全額無料にするために人材育成基金を利用できないかということもありましたが、これは教育委員会の考え方としては一般会計に計上して使っていきたいと。人材育成基金の規則から言うと、使うには厳しさがあるということで、やるのであれば一般財源に計上して対応すべきものだというふうに今思っております。

それから教育講演会、有名な先生方等を招いたらどうかという話がありましたが、実は先月11月に文科省に勤めていて、キャリア教育の一線で活躍していた、日本でもかなり有名な先生をですね、この先生をお招きして喜如嘉小学校で先生方を対象にキャリア教育をやって、非常に好評、よかったという声をいただいておりますので、今後ともこういう著名な先生をお招きできるのであれば、ぜひ積極的にやっていきたいと思っております。

人材育成基金についてですが、これは今、教育委員会で基金を管理して活用させてもらっているんですが、人材育成基金は助成という性格があって、他の団体が申請してこの人材育成基金を助成するというので、直接教育委員会の事業には充てられないような状況で。ぜひ地域の方々が、こういう事業があるとか、こういう事業をやってほしいとか、団体でこういう事業をやりたいというふうなことがあれば教育委員会のほうに申請して、審査して助成していきたいということでございます。人材育成基金を有効に活用できていないというのも事実というんですか、もっと有効に活用できないかという形で検討していますので、基金の取り崩し、2億円じゃなくて、それ以外に一般の方々からの寄附金もありますので、そういう寄附された方々の意を酌んで基金を使って人材育成に活用できないかと、そういうふうな前向きに検討していきたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 先生方へのキャリア教育のということで講演会は行われたようなんですけれども、私が言いたいのは、やっぱり先生方だけではだめなんです。地域も、親も含めて、みんな一丸と

なってやらないと、学びたいけれども悩みがあったりとか、朝ごはんも余り食べられない、こんな状況では子供が幾ら学力向上、向上と言っても意欲もわかないし、ポジティブになれないようなところがあるので、そういう偏った方々の講演会というよりも、村民が、ああ、この人が来るんだっただけひびきたいな、聞いてみたいなというぐらいのインパクトのあることをしないと、それでまた話題性がある、本土に住まれている村出身者の方々とか、今、何と申しますか、おばあちの長寿のものではいろんなところで放映されて、いろんな話題になっていますけれども、子供たちもこういう話題で全国にいろんな発信ができれば、大宜味村は子供たちのために頑張っているなということでも寄附金も、小さいお金ではあるけれども、いっぱいあるわけですから、何千人も何万人、どれぐらいか私も把握していないんですけども、各都道府県に散らばっているわけですから、そういう方々から小さい気持ちが、全国から集まればまた大きな金額になっているいろんな子供たちの育成のためにも使えるお金が集まってくるんじゃないかという、一つのアピールにもなるはずですので、その辺をやるときにはマスコミも呼んで全国的なところに発信できるようなことを大きくやっていただきたいと思います。

人材育成基金の活用の問題で、村長の思いで基金を設定して、今現在やっているわけですがけれども、もっと何と言ったらいいんですか、人材を育成するという意味でこれは必要だということには、やっぱり思いっきり充てていただきたいという気がするんです。教育ももちろんですけども、技術も伝統の継承も含めて、今後検討すべきだと思いますけれども、きょうは村長には通告していませんので、教育長のほうでこの活用についても当局と検討するような答弁がいただければ、この質問は終わりたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） 大変有意義な提言だと思います。教育委員会としても全国的に有名な、そういうインパクトのある講師をお招きできてやればいいなと思いますが、そこら辺は人材育成基金の財源とも相談しながら、ぜひ教師のみならず、地域の方、子供たち、親の方々等を対象にした有意義な、インパクトのある講演会に向けて検討してまいりたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 新城一智議員の御質問にお答えします。

今回、教育委員会のほうで人材育成基金を任せられている交付要領、それとの兼ね合いも見ながら、あとは村当局と話し合いを持ちながら人材育成基金を有効に使って、もう少し幅広いものにできたらいいかなと思っていますので、村当局との話し合いを持っていきたいと思っています。

○ 議長（金城 勇） これで幼児・児童生徒の学力向上推進についての質問を終わります。

次に入札結果の報告について、新城一智議員。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では、次に入札結果の報告についてお伺いします。

ちょっと通告が大まかになってとありましたけれども、一応、現状ですね、議会には5,000万円以上の契約の入札結果については報告されていますが、5,000万円以下の入札結果についても報告していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの入札結果の報告についての新城一智議員の御質問にお答えいたし

ます。

御指摘のとおり、この質問にありますように、現在、4回の定例議会において、村長の行政報告として工事における入札結果を工事名と入札日、落札業者、決定金額を報告させていただいているところがあります。入札については、工事以外にも調査等の委託業務など数多くあります。可能な限り情報公開を推進する観点から報告していきたいと考えております。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） ぜひお願いしたいと思います。

工事案件が主に5,000万円以上の場合があつて、指名業者あるいは入札結果まで細かく記されていて、工事案件については村内業者が主ですので、大体どこの業者が、どの社長がとったというのはわかるんですけども、私がこれで聞きたかったのは、役場すべての課において発注する、契約も含めての、どういう業者がどういうところで入札に参加したりとか、また前も入札選考規定の問題で話したこともあるんですけども、かかわる業者は村内の出身者であるとか、関係者なのかとか、また5,000万円以下の工事でも工事案件については、入札の結果があるわけですよ、何者指名して、どれぐらいで落札、落札率がどれぐらいというもの。そういうのも知りたいというのと、大きくは、何百件とあるんですか、何十件でとどまるんですかね、全体合わせて、年間で。例えば来年、新年の集いがありますけれども、私たちが那覇へ行ったり、いろんところで業者と名刺交換をしたりするんですよ。さきの人材育成基金の話、ふるさと、村づくり応援寄附金の話じゃないですけども、そういう業者を、その業者がどこの出身で、だれがそういう社長であるのかという情報がわかれば、協力もですね、役場だけじゃなくて、私たちがやりやすいものですから、その結果はぜひ、毎定例議会ごとに工事案件だけで報告はされているんですけども、そういうコンサル業務、または委託も含めて、どこの課でどういう会社にどれぐらいやったという、そういう情報がわかれば、どこかで会うときにこれだけ仕事やっているんですから寄附もお願いしますよというぐらいは、各議員もそういう情報があればいろんな参考になると思いますので、これは3月からでもいいですから、ぜひ報告していただきたいと思うんですけども。総務課の場合は窓口で閲覧できるようになっているみたいなんですけれども、議員も行ってというよりも、定例会、定例会ごとにこういう報告があれば透明性もそうですけれども、先ほど村長が情報公開の視点からでも村長の意向に沿うような形になると思いますので、ぜひお願いしたいと思いますけれども、3月からできるかどうかお伺いして終わります。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋幸俊） 工事については、平成14年の訓令第2号で、大宜味村公共工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容等にかかる情報の公表に関する要領が設けられております。その中で村民、あるいはどなたにでも、県民であろうが、国民であろうが、だれにでも公表できるように、入札後やっております。そのあたりもぜひ議員の皆さんも活用して情報公開の趣旨からしても、議員ということじゃなくて、村民の立場からこの情報をもらってもらいたいと思います。今、新城議員の質問の趣旨がよくわかりました。ぜひ議員の皆さんにもそういう協力をいただく上で、どういう形でまとめていけるのか今から検討はしていかなければいけないわけなんですけども、工事以外の物品の入札であるとか、そういうのも多くあります。そういうのも検討しながら全課のものをまとめて報告できるように、報告という形になると行政報告の中での報告になるかと思っております。法的な報告じゃなくて行政報告の中での報告ができるように取り組みはしていきたいと考えております。

- 議長（金城 勇） これで新城一智議員の質問を終わります。
これで一般質問を終わります。
-

◎散会の宣告

- 議長（金城 勇） 以上で本日の日程は、全部終了しました。
本日は、これで散会します。
お疲れさまでした。

(午後 1 2 時 4 7 分)

平成25年第9回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 平成25年12月17日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成25年12月17日 午前10時00分)

散 会 (平成25年12月17日 午前10時46分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 新 城 一 智

3 番議員 平 良 英 勝

4 番議員 東 武 久

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 具志堅 朝 秀

9 番議員 平 良 嗣 男

10 番議員 金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久 建設環境課長 大 嶺 実

副 村 長 山 城 清 臣 会 計 課 長 宮 城 博 俊

総務課長兼
村史編纂室長 島 袋 幸 俊 教 育 長 友 寄 景 善

財 務 課 長 山 城 文 子 教 育 課 長 新 城 寛

住民福祉課長 大 城 武 選 挙 管 理
委員会書記長 島 袋 幸 俊

企画観光課長 山 城 均 農 業 委 員 会
局 長 宮 城 久 美 子

産業振興課長 宮 城 豊 監 査 事 務 局 長 神 里 富 松

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第3号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議案 第52号	大宜味村税条例の一部を改正する条例	質 疑 委員会付託
2	議案 第53号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	質 疑 委員会付託
3	議案 第54号	大宜味村職員の再任用に関する条例	質 疑 委員会付託
4	議案 第55号	大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度） の変更について	質 疑 委員会付託
5	議案 第56号	公の施設の指定管理者の再指定について	質 疑 委員会付託
6	議案 第57号	村道路線の認定について	質 疑 委員会付託
7	議案 第58号	平成25年度大宜味村一般会計補正予算（第6号）	質 疑 委員会付託
8	議案 第59号	平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	質 疑 委員会付託
9	議案 第60号	平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	質 疑 委員会付託
10	議案 第61号	平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	質 疑 委員会付託

◎開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第52号の質疑、委員会付託

- 議長（金城 勇） 日程第1 議案第52号 大宜味村税条例の一部を改正する条例を議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第52号 大宜味村税条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第53号の質疑、委員会付託

- 議長（金城 勇） 日程第2 議案第53号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第53号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第54号の質疑、委員会付託

- 議長（金城 勇） 日程第3 議案第54号 大宜味村職員の再任用に関する条例を議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

- 6番（前田 孝） この条例につきましては、国家公務員の制度改革関係からのものだと思っておりますけれども、この再任用ということにつきましては、今年度以降、年金支給開始が60歳から65歳に引き上げることに伴った措置だと理解をしているわけなんです、現在、本村において、この再任用の予定、あるいは希望等がおありなのかどうか、その1点だけお答えいただきたいと思っております。

- 議長（金城 勇） 副村長。

- 副村長（山城清臣） ただいまの質疑にお答えいたします。

まず、趣旨と背景については、議員御指摘のとおり、説明のとおりだと理解しております。ただいまの質疑の中で、予定があるかについては、現在のところ把握しておりません。以上です。

- 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

- 6番（前田 孝） 現在、把握していないということは、希望はないと理解してよろしいのでしょうか。

- 議長（金城 勇） 副村長。
- 副村長（山城清臣） そのように理解してよろしいです。
- 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。
（発言する者なし）
- 議長（金城 勇） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第54号 大宜味村職員の再任用に関する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第55号の質疑、委員会付託

- 議長（金城 勇） 日程第4 議案第55号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番 大城佐一議員。

- 1番（大城佐一） 二、三点聞きたいのがありまして、質疑したいと思います。

まずこの過疎地域自立促進の市町村の計画から、対策として4小学校の統合新設ということで、変更ということがありますが、下のほうに「複式学級を抱える本村でも、」というところを、文言の削除ということになっておりますが、この計画は、平成27年度までという計画なんですけれども、学校の開校予定は平成28年までなんですよね。平成27年度までの計画をなぜ、この複式学級、現在は複式であるわけなんですから、なぜこの文言を削除するのかその辺をちょっとお聞きしたいと思います。

- 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） ただいまの大城佐一議員の御質疑にお答えしたいと思います。その対策の中で「複式学級を抱える本村でも、」という文言を削除しております。これにつきましては、今後、村教育委員会が進める学校の振興に伴いまして、この学校の建設事業の推進に伴いまして、複式学級は解消されるということでその文言を削除しております。

- 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） これは小学校を新たにつくるということで、これは平成27年度までだから、平成27年3月31日は当たり前に複式はあるわけでしょう。そうすると、この計画書の中にある、説明資料の3番、4番、計画の中のあれは、ちょっと省略と書かれているんですが、計画書を見るとですね、この3番、4番の中に複式学級解消特別支援員廃止ということがあるわけなんです。これを削除することは、この支援配置員も入れないということなのか。これは平成27年度まで当たり前に複式学級はあるんだから、これは計画も平成27年度で終わるわけなんですよ。これちゃんと残してくださいよ、これ。何で削除するの、複式学級ということをおかしいんじゃないの。上の対策は、もちろん今、この学校のあれを進めているから統合、これはいいんですがね。この複式という学級は現実にあるからさ、これが例えば平成28年度にまたがるんだったら、この計画がね。考えられますよ。計画をちゃんと平成27年度までということをやられていながら、学校も存続するという中でこの複式学級を、文言を削除するという事は、明らかに何かの意図があつて削除するというふうにしか私には理解できませんが、もう一度、これお願いしたいと思います。

- 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） 議員御指摘の点もございまして、今回のその文言の削除につきましては、あくまでも整備計画推進に伴いましての対策というところな方で、文言の削除となっておりますが、この件につきましては、また委員会におきまして、いろいろ協議を行いまして説明していきたいと思っておりますので、時間をいただきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ただいまの答弁で、複式学級の文言は削除するが、学校の整備はするということでしたよね、今ね、推進していくということでしたので、その辺をまた詳しく委員会のほうで聞きます。

あとですね、私もちょっと理解できないところがありまして、二、三回聞きたいのがあります。この学校の統合に関して、いろんな面で疑問点がたくさん出ていますので、これもその一つじゃないかと私は感じて聞きたいところがあります。県に出したもの。これは例えば、県からも協議、過疎第6条で、協議するときは県に変更の場合は出すということであって、これ文章どおりはできております。これはいいんですが、例えばこれは県からも変更についてはオーケーももらっていますね。オーケーももらっていますが、例えばこれは議会で秘訣された場合はどうなるのか。だから本当は、こういう学校の統合のあれがわかった時点でこの計画書を変更して、議会に上げて、承認してもらって初めて、県に変更協議をお願いしますということで上げるのが筋じゃないかなと私は思うんですが、その辺1点ですね。

あと文書のやりとりについて、はっきりわからないので教えてもらいたいと思っておりますが、聞きたいんですが、これは企画観光から出したのは11月26日、この計画書にはワープロで立派に平成25年11月26日と、ワープロできれいに打たれています。かがみを見てみますと、平成25年まではワープロ、パソコンね。11月26日と一連番号は手書き、県からの発送文書が、これは11月26日に大宜味村から送って、県は回答はすぐ11月27日、翌日すぐやられているわけなんです。果たしてこれ、きょう役場から送って、明日県にもすぐ決裁して送ることが可能なのか。そしてこの番号ですね、企画観光課が発した番号が895、県からの回答文書も895号とあるんですが、これは文書取り扱いの規定8条の第3項には、この一連の追次番号を付するとあるんですが、この意味は、普通だったら1番で送ったら、受けたら私は2番としか感覚しかないものですから、これは送った番号と受けた番号が同じなんです、その辺をちょっと答弁お願いしたいと思います。2点ですね。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） ただいまの2点の御質疑につきまして、県への変更の協議についてが先なのか、議会の承認が先なのかという1点目の質疑につきましては、これにつきましては過疎計画を策定しまして、県との事前協議ということを確認しております。そういうことで県との調整を行って、その協議の回答をいただきまして議会に承認するという段階をとらせていただいております。

2点目の文書の件につきましてですね、これにつきましては、この過疎計画の変更につきましては、以前から県の担当とやりとりをしておりました、内容につきましてですね。そういうことで変更が生じてきて計画の見直しをしたいということで、一月前あたりから調整をしておまして、この文書を出す事前には、仮のものも出しているような状況で、もう即出してくださいという状況の中で11月26日に担当が持参しております。そこで了解も得たということも受けております。チェックを受けて、内容につきましては特に問題ないということを受けまして、それから県のほうが、私たちからはどうのこうのと

いうことは何もしておりません。そういうことで翌日11月27日付で回答通知ということでいただいております。村としては12月2日に受けております。その11月27日の県の決裁につきましての段階については、私たちがどうのこうのということは何とも言えませんが、そういうことで12月2日に村は受けたということで、その受け付け文書と発送文書が一緒であるという御指摘につきまして、その一連番号ということで協議を依頼しまして、その回答ということでその番号、発送番号に対する回答ということで同番号を職員が利用しているという状況になっております。

○ 議長（金城 勇） 議員の発言は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きによって、特に発言を許します。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ありがとうございます。

ただいまの答弁で大体の理解は得ているんですが、やっぱり一般の常識的に考えると、議会でもちょっと出してもらって、こういうふうに送りますけれども、どうですかということを一言言えば、別にスムーズにいくわけなんですよ。これは実は、8月の今年の臨時議会に前田 孝議員が指摘しているわけなんですよ。変更との整合性はどうなっているかということで、8月9日の臨時議会で指摘されているわけなんです。やった場合は、これを踏まえて、9月の定例会でもどうにか一言ぐらいは話できたんじゃないかなど。何か、こういったいろいろなものが後手後手に回ってくると、いろんな疑問がわくわけです、私らも。これが別にスムーズにいけば、何もとめないで、ああ、こうしていつているんだなど見るんですが、筋の通らないようなものがあれば、これは何かあるなということで疑いたくなるわけなんです。今後もこういう、内々に前もって調整はされていて、この番号のやりとりもこういうふうなことで理解はしておりますが、今後もぜひこういうことがあれば、逐次ですね、何か報告なり、聞いておけば何もね、別に問題ないと思いますので、今後そのように逐次報告でもあればいいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上で終わります。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） さっきの質疑で大体理解はしているんですけども、今回、この学校関係についての過疎計画の変更、これは後から議題になります予算過疎債との問題もあるんですが、今回、この変更と予算が同時に提出されているということなんです。先ほど大城議員からありましたように、私、第5回臨時会、8月9日ですよ、そのときも教育関係の予算が出ておりましたから、そのとき過疎計画の変更が先じゃないですかと申し上げたんですね。そのような措置されているのは結構なんですけれども、しかし遅いんですよ、11月ですからね、協議しているのが。先ほど課長がおっしゃったように、これは過疎地域自立促進特別措置法の中の第6条で市町村計画については議会の議決を得ると。第4項は市町村計画をしようとするときは、事前に都道府県と協議をなさいと。そしてその7項では、結局変更の場合も準用しますよということになっているわけです。その手続は踏まれていると思うんですが、もうちょっと早い時期にやればその過疎債の協議もいろいろできたと思うんです。いわゆる過疎債の枠というのは決まっているわけ、ある程度。これがそういうことで入ってきた場合には、ほかにも過疎計画事業に影響を及ぼさないかということをお心配しているんですよ、私は。だから指摘されたときはもう8月ですから、早目にやっていただいて、やれば。もっとわかりやすいなと思ったんですが。確かに条例と予算同時提出でも、別に議会に提出しても構いはしませんよね。条例優先主義ですから、条例を議

決して、次に予算を議決すれば通ることは通るんですよ、議会の手続としては。ですが、もうちょっと配慮がほしかったなと思いますね。これからも皆さん、後から私質疑しますけれども、これからもあると思いますよ。そういった過疎計画法にのっけなければならぬ事業等については早目に協議してもらって、予算の配分なども調整していただきたいと希望するわけなんです、その点、見解だけお伺いをしておきます。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

○ 副村長（山城清臣） まず御指摘の件については、しっかりと受けとめておきたいと思っております。ありがとうございます。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第55号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更については、総務常任委員会に付託します。

◎議案第56号の質疑、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第5 議案第56号 公の施設の指定管理者の再指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第56号 公の施設の指定管理者の再指定については、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第57号の質疑、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第6 議案第57号 村道路線の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） それではお伺いいたします。

まずこの村道の認定後において、総事業費はどのぐらい見込まれているのか。それでその総事業費に対する財源内訳はどのようにお考えになっているのか。

そしてよく村道認定しますと、交付税に跳ね返ってきますということでお話を従来からよく聞いているんですが、交付税算定はどれぐらい見込まれているのか。この3点についてお聞かせ願いたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

○ 副村長（山城清臣） まず、村道認定後の予算措置についてでございますけれども、今、北部連携事業のハード事業を予定しております、平成26年度実施計画、それから平成27年度、28年度で工事という計画で、今、北部連携事業として計画をしております。おおむね事業費としては8億円程度かかるとは思っておりますけれども、具体的にまだ確定はしていません。

それから2点目の税収については、まだ具体的に把握しておりませんので、把握次第、お答えしたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） まず予算を使うわけですから、それから収入が幾ら入ってくるかというのは当たり前の話なんですね。地方交付税法のですね、これは12条第4項、単位表はこれには別表第1に定めるとおりとすると、その別表第1からすると、市町村道については、道路の面積1,000平方メートルにつき8万3,500円、道路の延長1キロメートルにつき23万円という単位表がきちんと交付税法の中で定められているじゃありませんか。それから計算すると、交付税はどれぐらい入りますよということは当然の話じゃないかと思うんですよね。村道は交付税の算定基準に入りますから、そういうこともお話しするということは大事だと思います。それは後ほど委員会がございますので、委員会あたりである程度の数字で結構なんです。先ほど8億円程度かかるとおっしゃって、今北部振興事業が予定されていると。北部振興事業でも丸々100%かわかりませんよね、起債がどのくらい予定しているとか、一般財源をどれぐらい充てるのか、その辺の財源的な内訳もひとつ委員会までには資料として準備していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

○ 副村長（山城清臣） 提案については、委員会のほうで説明できるように準備をいたします。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） それでは先ほどの前田議員の質疑に関連しまして、ちょっとお伺いしたいと思っております。

その村道認定についての文面を見ますと、下のほうに、私道につきましては、現在、地権者から負担付き贈与の申し入れがあり、路線の区域決定した後、地方自治法第96条第1項第9号の負担付き贈与の受け入れについて、議会の承認を得る予定であるということがありますが、この負担付き贈与、これまでの大宜味村の村道の認定については、負担付き贈与というのはなかなか見たことがない、聞いたことがないんですね。今回、そのように負担付き贈与が出てきておりますけれども、その村道として認定するかわりに、地権者から贈与していただくということになっているんですけれども、贈与した方から、何らかの条件が付されているのか。また何名の地権者がおられるのか。そこら辺をお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（大嶺 実） 平良議員の質疑にお答えします。

今、負担付き贈与の受け入れの地権者は7名いらっしゃいます。5名の方には、今受け入れの承認をいただいておりますが、今、国道331号から上のほうに上って400メートル程度、縦断線形が厳しいところがありますね、急カーブ、急勾配、そこの方の、2名の方の地権者がいらっしゃいますが、今回、北部振興で今、企画観光課のほうで概略設計しております。田港上のほうから縦断勾配を緩やかに行く、線形してございますが、そこに急カーブの地権者2人がかかるか、かからないかちょっとわからないものですから、とりあえずその上のほう、5名の方からは同意を得ている状況でございます。区域決定が決まり次第、贈与受け入れについて議会の承認を得たいということでございます。贈与の条件でございますが、あくまでもこれは道として使ってほしいということですね。それ以外には使っていけないとい

うことだと思えます。以上です。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。
（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第57号 村道路線の認定については、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第58号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第7 議案第58号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） 結の浜整備事業関連について、ちょっとお尋ねしたいと思いますが、現在、結の浜の事業がいろいろと公園整備事業、緑地整備事業と進んでいる中で、また村営団地分譲地も着々とつくられる状況になっておりますが、私がお尋ねしますのは、この結の浜地内に消火栓が一つもないという、消防職員の調査でわかっております。この消火栓がないということは、私も補正予算か何か、この消火栓の設置計画も上がってくると思っていたんですが、なかなか上がってこないということですが、この補正で消火栓の設置計画はあるのか。また平成26年度の予算で計画なされているのかお尋ねします。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） 平良議員の御質疑にお答えしたいと思います。

結の浜の全体計画の中ということで答弁させていただきますと、現在、私たちとの調整で、企画等の調整で消火栓の整備ということでは実際話し合いはされておられません。総務の防災のほうでその予算は計上されているかということなんですが、今年度の臨時補正予算についても計上はないものと認識しておりますが、新年度につきましても、企画の中の予算にはそういう予算計上はありません。総務につきましても、確認しませんとちょっとお答えはできないということで、新年度予算につきましても、また確認しまして、予算計上についての答弁をしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） 計画がなされていないということなんですが、これは大変なことですよ、消火栓がないというのは。生命、財産を守る立場から、これは今、団地も20世帯入っていますよね、工場も設置されていますよね。公園も整備されて、多くの方々が公園に遊びに来たり、いろいろ人が集まる場所になります。この消火栓がないということは恥ずかしいことですよ。この生命、財産を守るために消火栓は、これがないということはどこにもないと思いますよ、どこの市町村にも。ぜひこの消火栓は早急な対応をなされて、予算計上して消火栓を設置するよう要望します。今、学校関係の施設も予定されていますが、この配管と一緒にこの消火栓も入れたほうが、予算面も非常に安くなると思いますので、今後の工事関係に関しては、ぜひ消火栓も同時に設置してほしいと思います。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

○ 副村長（山城清臣） 平良英勝議員の質疑にお答えいたします。

先ほど企画観光課長から説明がありましたけれども、今年度の計画、それから補正には入っていません

んけれども、次年度に向けて防災計画全体の見直しも考えていますので、その中でこの件についてもしっかりと取り入れたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） 副村長、ぜひ早急な対応をなされて、設置されますようお願いします。

それからあと1点、消防職員の現地調査、点検で、江洲地区のほうが消火栓が、中身は消火栓なんです、ふたが空気弁となっているところが何カ所かありますので、その点も確認なされて、早目にふたを取りかえするよう要望いたします。これで終わります。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第58号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第59号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第8 議案第59号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第59号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第60号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第9 議案第60号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案第60号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算は、9人の委員で構成する
予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第61号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第10 議案第61号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算
を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) 予算書の6ページをお願いしたいと思います。

その中の歳出、公共下水道一般管理費の中の23節、還付金1万7,000円とあるんですが、額はそんな
にですが、下水道料金の算定の誤りによる増額ということなんですが、その誤りの理由、どういう原因
であるか、それだけお伺いしておきたいと思います。

○ 議長(金城 勇) 建設環境課長。

○ 建設環境課長(大嶺 実) 前田議員の質疑にお答えします。

誤りは、診療所のそばのふるさと薬局がございます。平成23年10月ごろに開業されたんですが、その
当時、工事する際に臨時用で用途しておりまして、平成25年6月まで、21カ月分、本来でしたら営業用
で算定すべきものを臨時用で算出しておりまして、その差額1万7,000円が還付金ということで発生し
ております。その件に関しては、平成24年度の決算資料をつくる際に担当に聞いて指摘したら、こう
いった状況が発生しました。本当に費用等を間違えて、こういった事態に至った件について、この場を
かりて本当に申しわけございませんでした。

○ 議長(金城 勇) ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案第61号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算は、9人の委員で構成
する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長(金城 勇) お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につ
いては、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思

います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

○ 議長(金城 勇) 休憩します。

(午前10時39分)

○ 議長(金城 勇) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時45分)

◎諸般の報告

○ 議長(金城 勇) これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に新城一智議員、副委員長に平良英勝議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長(金城 勇) 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

(午前10時46分)

平成25年第9回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 平成25年12月20日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (平成25年12月20日 午前10時03分)

閉 会 (平成25年12月20日 午前11時01分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 新 城 一 智

7 番議員 安 里 重 和

3 番議員 平 良 英 勝

8 番議員 具志堅 朝 秀

4 番議員 東 武 久

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 辰 徳

10番議員 金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

副 村 長 山 城 清 臣 財 務 課 長 山 城 文 子

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		議案の訂正の申し出について	提案説明 付託省略
2	議案 第52号	大宜味村税条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
3	議案 第53号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
4	議案 第54号	大宜味村職員の再任用に関する条例	委員長報告 質疑～表決
5	議案 第55号	大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度） の変更について	委員長報告 質疑～表決
6	議案 第56号	公の施設の指定管理者の再指定について	委員長報告 質疑～表決
7	議案 第57号	村道路線の認定について	委員長報告 質疑～表決
8	議案 第58号	平成25年度大宜味村一般会計補正予算（第6号）	委員長報告 質疑～表決
9	議案 第59号	平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	委員長報告 質疑～表決
10	議案 第60号	平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	委員長報告 質疑～表決
11	議案 第61号	平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	委員長報告 質疑～表決
12	陳情 第14号	平成26年度福祉施策及び予算の充実について（要請）	委員長報告 質疑～表決
13	陳情 第15号	2014年度地方財政の確立に関する要請	委員長報告 質疑～表決
14	意見案 第10号	2014年度地方財政の確立に関する意見書	提案説明 付託省略
15	意見案 第11号	辺野古沖移設を強引に推し進める政府に対して激しく抗議し 普天間基地の県内移設断念と早期閉鎖・撤去を求める意見書	提案説明 付託省略
16	意見案 第12号	特定秘密の保護に関する法律の強行可決に強く抗議し、同法 の廃止を求める意見書	提案説明 付託省略
17	決議案 第6号	T P P交渉に関する要望決議	提案説明 付託省略
18		議員派遣の件	

◎開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時03分）

◎議案の訂正の申し出について

- 議長（金城 勇） 日程第1 議案の訂正の申し出についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。
副村長。
- 副村長（山城清臣） 村長が出張しておりますので、かわりに私のほうから提案を申し上げます。
訂正理由の説明を申し上げます。
議案第52号 大宜味村税条例の一部を改正する条例の附則第1条第1項第1号、第2号につきまして、誤記載がありますので、宣誓書のとおり訂正をしています。
よろしく御審議をお願いいたします。
- 議長（金城 勇） お諮りします。ただいま議題となっております議案の訂正の申し出について、許可することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。
したがって議案の訂正の申し出については、許可することに決定しました。

-
- 議長（金城 勇） 休憩します。

（午前10時05分）

- 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時06分）

◎議案第52号～議案第55号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（金城 勇） 日程第2 議案第52号 大宜味村税条例の一部を改正する条例、日程第3 議案第53号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例、日程第4 議案第54号 大宜味村職員の再任用に関する条例及び日程第5 議案第55号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更についての4件について、一括して議題とします。
一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 164 号
平成25年12月19日

大宜味村議会議長 金 城 勇 殿

総務常任委員会
委員長 新 城 一 智

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第52号	大宜味村税条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第53号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第54号	大宜味村職員の再任用に関する条例	原案可決 全会一致
議案第55号	大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更について	原案可決 賛成多数

（新城一智総務常任委員会委員長 登壇）

○ 総務常任委員会委員長（新城一智） ただいま議題となりました議案第52号、議案第53号、議案第54号及び議案第55号について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について、一括して報告します。

本委員会におきましては、説明員として副村長及び関係課長の出席を求め、12月18日午前10時から審査を行いました。

まず議案第52号 大宜味村税条例の一部を改正する条例について報告します。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日に公布されたことに伴い、税条例の上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税の新設、年金所得に係る仮特別徴収税額の算定方法の見直しなどを改正するものであります。

質疑の概要について説明します。

附則の施行期日の第1条第1項第1号及び第2号の「適用する」という字句は「施行する」が正しいと思うのが質疑に対し、確かに間違っている。「適用する」を削除し整理して議案の訂正の申し出をすとの答弁でした。

この条例は、平成28年1月1日から施行することとし、ただし書きで施行期日が一部平成28年10月1日及び平成29年1月1日となっております。

なお、訂正を前提に審議をいたしました結果、討論はなく、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第53号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について報告します。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年6月12日に公布されたことに伴い、国民健康保険税条例の株式等に係る譲渡所得等の分離課税につい

て、上場株式等と一般株式等に改組し、損益通算できる範囲を公社債等まで拡大し、公社債等の譲渡所得等の非課税制度撤廃に伴う関係する附則の整備となっております。

なお、この条例は、平成29年1月1日から施行することとして、ただし書きで一部公布の日から施行することとなっております。

本案について、質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第54号 大宜味村職員の再任用に関する条例について報告します。

本案は、地方公務員法並びに地方公務員法の一部を改正する法律に基づき、雇用と年金受給の関連から、職員の再任用についての条例制定及び関係条例を整備するものとなっております。

なお、この条例は、平成26年4月1日から施行することとなっております。

本案について、質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第55号 大宜味村過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の変更について報告します。

本案は、計画書の区分7教育の振興において「村立の4小学校の統合を検討しつつ、大宜味中学校の老朽化に伴う新築、学校教育・社会教育施設の整備充実を図る。」を「村立の4小学校の統合新設と大宜味中学校の老朽化に伴う新築による小中一体化学校教育施設の整備・社会教育施設の整備充実を図る。」へ修正し、「複式学級を抱える本村でも、」を削除するなどとなっており、県との変更協議については終えているものとなっております。

質疑の概要について説明します。

「複式学級を抱える本村でも、」の削除について、教育委員会との合議の段階で教育委員会から何もなかったかの質疑に対して、特にありませんでしたとの答弁でした。

本案について、討論はなく、可否同数のため委員長採決により、賛成多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。報告といたします。よろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第52号 大宜味村税条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第52号 大宜味村税条例の一部を改正する条例の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号 大宜味村税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第52号 大宜味村税条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第53号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第53号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第53号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第54号 大宜味村職員の再任用に関する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第54号 大宜味村職員の再任用に関する条例の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号 大宜味村職員の再任用に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第54号 大宜味村職員の再任用に関する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第55号 大宜味村過疎地域自立促進計画(平成22年度～平成27年度)の変更についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第55号 大宜味村過疎地域自立促進計画(平成22年度～平成27年度)の変更についての討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号 大宜味村過疎地域自立促進計画(平成22年度～平成27年度)の変更についてを

採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 議長(金城 勇) 挙手多数であります。

したがって議案第55号 大宜味村過疎地域自立促進計画(平成22年度～平成27年度)の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第56号及び議案第57号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(金城 勇) 日程第6 議案第56号 公の施設の指定管理者の再指定について及び日程第7 議案第57号 村道路線の認定についての2件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大議第163号

平成25年12月19日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

経済建設常任委員会

委員長 宮城辰徳

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第56号	公の施設の指定管理者の再指定について	可決 全会一致
議案第57号	村道路線の認定について	可決 賛成多数

(宮城辰徳経済建設常任委員会委員長 登壇)

○ 経済建設常任委員会委員長(宮城辰徳) ただいま議題となりました議案第56号及び議案第57号の2件について、経済建設常任委員会における審査の経過及び結果を一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、産業振興課長及び建設環境課長の出席を求め、12月17日午後2時からの審査を3時間繰り上げて、午前11時から行いました。

まず議案第56号 公の施設の指定管理者の再指定について報告いたします。

本案は、指定の期間を平成22年10月1日から平成27年3月31日までとした指定管理者である株式会社

石垣島サプライが株式会社ケレス沖縄に名称等の変更をしたことによる、変更後の団体の変更日から平成27年3月31日までを再指定するものであります。

なお、本案について、質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に議案第57号 村道路線の認定についてを報告します。

本案は、昭和60年から昭和61年ごろに整備された国道331号線と村道六田線を結ぶ延長1,760メートルの私道で現在地権者から負担付き贈与の申し出があり、村道に認定を行うことにより、地域の生活道路の確保と地域振興に資するために主要な道路として整備するものであります。

本案について、質疑はなく、反対の討論が、村民が納得した上で事業を進めてほしい。現時点では賛成できないということでした。

なお、本案は、賛成多数をもって決定しました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（金城 勇） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第56号 公の施設の指定管理者の再指定についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第56号 公の施設の指定管理者の再指定について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号 公の施設の指定管理者の再指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第56号 公の施設の指定管理者の再指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第57号 村道路線の認定についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第57号 村道路線の認定について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号 村道路線の認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○ 議長（金城 勇） 挙手多数です。

したがって議案第57号 村道路線の認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第58号～議案第61号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第8 議案第58号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算、日程第9 議案第59号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、日程第10 議案第60号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算、及び日程第11 議案第61号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算の4件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大 議 第 166 号

平成25年12月19日

大宜味村議会議長 金 城 勇 殿

予算審査特別委員会

委員長 新 城 一 智

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第58号	平成25年度大宜味村一般会計補正予算	原案可決 賛成多数
議案第59号	平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第60号	平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第61号	平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	原案可決 全会一致

（新城一智予算審査特別委員会委員長 登壇）

○ 予算審査特別委員会委員長（新城一智） ただいま議題となりました議案第58号から議案第61号までの4件について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、関係課長等の出席を求め、12月19日午前10時から審査を行いました。

議案第58号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算について、質疑討論はなく、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第59号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、議案第60号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算及び議案第61号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算の3件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げ、報告といたします。よろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第58号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第58号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○ 議長（金城 勇） 挙手多数です。

したがって議案第58号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第59号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第59号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第59号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第60号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第60号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第60号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第60号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第61号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第61号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第61号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎陳情第14号及び陳情第15号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第12 陳情第14号 平成26年度福祉施策及び予算の充実について（要請）及び日程第13 陳情第15号 2014年度地方財政の確立に関する要請の2件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 1 6 5 号

平成25年12月19日

大宜味村議会議長 金 城 勇 殿

総務常任委員会

委員長 新 城 一 智

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	受理年月日	件名	審査の結果	委員会の意見	措置
14	平成25年10月1日	平成26年度福祉施策及び予算の充実に ついて（要請）	採 択	地方自治法第125条の規定により村長へ送付が妥当との意見	地方自治法第125条の措置
15	平成25年10月22日	2014年度地方財政の確立に関する要請	採 択	意見書の送付が妥当との意見	地方自治法第99条の措置

（新城一智総務常任委員会委員長 登壇）

○ **総務常任委員会委員長（新城一智）** ただいま議題となりました陳情第14号及び陳情第15号について、12月18日午前10時から審査をした結果、お手元に配布してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

陳情第14号及び陳情第15号については、全会一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

陳情第14号の採択に関連しまして、地方自治法第125条の規定により村長へ送付することが妥当との意見の一致をみております。

さらに陳情第15号の採択に関連いたしまして、関係機関へ要請するための意見書を提出することが妥当との意見の一致をみております。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告といたします。よろしくお願いいたします。

○ **議長（金城 勇）** 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第14号 平成26年度福祉施策及び予算の充実に
ついて（要請）の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ **議長（金城 勇）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第14号 平成26年度福祉施策及び予算の充実に
ついて（要請）の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ **議長（金城 勇）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第14号 平成26年度福祉施策及び予算の充実に
ついて（要請）を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって陳情第14号 平成26年度福祉施策及び予算の充実について(要請)は、採択することに決定しました。

お諮りします。ただいま採択することに決定しました陳情第14号 平成26年度福祉施策及び予算の充実について(要請)は、地方自治法第125条の規定により、村長へ送付することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

よって陳情第14号 平成26年度福祉施策及び予算の充実について(要請)は、地方自治法第125条の規定により、村長へ送付することに決定しました。

これから陳情第15号 2014年度地方財政の確立に関する要請の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第15号 2014年度地方財政の確立に関する要請の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第15号 2014年度地方財政の確立に関する要請を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって陳情第15号 2014年度地方財政の確立に関する要請は、採択することに決定しました。

◎意見案第10号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(金城 勇) 日程第14 全員発議により提出されました意見案第10号 2014年度地方財政の確立に関する意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。具志堅朝秀議員。

(8番 具志堅朝秀議員 登壇)

○ 8番(具志堅朝秀) 意見案第10号 2014年度地方財政の確立に関する意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年12月20日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 具志堅朝秀 平良英勝 宮城辰徳 前田 孝 安里重和 新城一智 東 武久 大城佐一

賛成者 平良嗣男

提案理由 2014年度の地方財政の充実・強化を求めるため。

2014年度地方財政の確立に関する意見書

政府は、7月からの地方公務員給与の削減を要請するとともに、地方の固有財源である地方交付税を国の政策実現の手段として用いたことは、地方自治および地方交付税法の本旨に反する極めて不適切な行為であり、二度とあってはならないことです。

2014年度地方財政に関して、8月8日に閣議了解された中期財政計画では、「地方の一般財源の総額については、2013年度地方財政計画と実質的に同水準を確保する」とされているものの、歳出特別枠の見直しなども言及されており、2014年度予算編成に向けて国の歳出削減のターゲットとされることも懸念されます。さらに、地方交付税法の本旨に反する財政制裁措置といえる地方自治体の行革努力を反映させた交付税算定方式の導入などについても検討が進められています。

この間地方は、長年にわたり国を上回る歳出削減努力を続け、東日本大震災からの迅速な復旧・復興や災害に強い地域づくり、雇用対策やセーフティネット対策など、増大する地域の行政需要に対応するために必死の努力を続けています。

よって、地方財政の充実・強化および地方自治の確立の観点から、下記事項について強く要請します。

記

1、社会保障分野の充実、農林水産業の再興、環境対策などの増大する地域の財政需要を的確に把握し、地方財政計画、地方交付税総額の実質的な確保をはかること。

2、地域における経済情勢は依然として厳しいことから、地域経済の活性化や雇用対策の取組みを実施するための措置として臨時的に設けられている、いわゆる歳出特別枠について減額を行わないこと。あわせて、歳出特別枠は、実質的に地方自治体の安定的な財政運営に必要な財源となっていることから、臨時的経費から経常的な経費への転換をはかること。

3、2014年度の地方財政においても巨額の財政不足が見込まれることから、別枠の加算について拡充するとともに、法定率の引上げなど抜本的な対策を行うこと。

4、合併特例法による市町村合併の算定特例の段階的終了を踏まえ、新たな財政需要の把握について必要な対策を講じること。また、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の一層の強化をはかること。

5、地方公務員給与費に係る地方財政計画、地方交付税の算定については、地方自治体との協議、合意のもとで算定のあり方を検討すること。

6、地方交付税の算定について「行革努力」、「地域経済活性化の成果」に応じた算定方式の導入や2013年度の給与削減要請への対応状況に対する財政的制裁措置の導入などについては、厳に慎むこと。

7、地方法人特別税・地方法人特別譲与税の見直しや自動車取得税廃止に伴う代替財源を確実に確保すること。また、償却資産に係る固定資産税の確保などの課題は、地方自治体の意見を十分尊重し、自治体の財政運営に支障がないよう必要な地方税財源を安定的に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月20日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、

内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから意見案第10号の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

意見案第10号 2014年度地方財政の確立に関する意見書は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第10号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第10号 2014年度地方財政の確立に関する意見書を採決します。

本案は、原案のとおり決定すること御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって意見案第10号 2014年度地方財政の確立に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

◎意見案第11号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第15 全員発議により提出されました意見案第11号 辺野古沖移設を強引に推し進める政府に対して激しく抗議し普天間基地の県内移設断念と早期閉鎖・撤去を求める意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。平良英勝議員。

（3番 平良英勝議員 登壇）

○ 3番（平良英勝） 意見案第11号 辺野古沖移設を強引に推し進める政府に対して激しく抗議し普天間基地の県内移設断念と早期閉鎖・撤去を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年12月20日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 平良英勝 宮城辰徳 前田 孝 安里重和 具志堅朝秀 新城一智 東 武久 大城佐一

賛成者 平良嗣男

提案理由 県民の生命と安全を守る立場から、辺野古沖移設を強引に推し進める政府に対して激しく抗議し、県民総意である普天間基地の県内移設断念と早期閉鎖・撤去を強く求めるため。

辺野古沖移設を強引に推し進める政府に対して激しく抗議し

普天間基地の県内移設断念と早期閉鎖・撤去を求める意見書

私たち沖縄県民は、普天間基地の閉鎖・撤去、県内移設断念、垂直離着陸機・オスプレイ配備撤回の

県民総意を文字通り“オール沖縄”でまとめあげてきた。

本年1月には、県内41市町村のすべての首長と議会議長、県議会議長などが署名した「建白書」を安倍晋三首相に手渡した。9月には、県内の行政・議会の5団体（県議会、県市長会、県市議会議長会、県町村会、県町村議会議長会）が、オスプレイを強行配備した日米政府を糾弾し、全機撤去を求める抗議声明を公表した。

然るに、日米両政府はこの県民総意を無視して、「辺野古移設」を「唯一の解決策」として力づくで押し付けようとしている。

国土面積の0.6%にすぎない沖縄に米軍専用施設の74%が集中する異常な実態に対する県民の憤りは、いまや限界点をはるかに超えている。

本村議会は、これまでも沖縄の過重な基地負担の問題解決を求め、全会一致で意見書を可決してきた。

私たち沖縄県民は、米軍占領時代から保革をこえた島ぐるみのたたかいで、土地取り上げに反対し、祖国復帰を実現してきた。いま、求められているのは沖縄のアイデンティティを貫き、県民の心をひとつに県民総意の実現へ頑張り抜くことである。

よって、本村議会は、沖縄への圧力を強め、政治家に公約の変更を迫り、「県民総意」を分断し、県知事に新基地建設のための公有水面埋め立て申請の許可を迫るなど、子や孫の代まで米軍基地を強要しようとしている日本政府のやり方に、激しい怒りを禁じえない。同時に本島北部地域は、県民の水がめであるダムが多く存在し、県民の生命と安全な生活を守る立場から、辺野古沖移設を強引に推し進める政府に対して激しく抗議し、県民総意である普天間基地の県内移設断念と早期閉鎖・撤去を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月20日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、

沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長

御審議よろしくお願ひいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから意見案第11号の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

意見案第11号 辺野古沖移設を強引に推し進める政府に対して激しく抗議し普天間基地の県内移設断念と早期閉鎖・撤去を求める意見書は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第11号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略し

ます。

これから意見案第11号 辺野古沖移設を強引に推し進める政府に対して激しく抗議し普天間基地の県内移設断念と早期閉鎖・撤去を求める意見書を採決します。

本案は、原案のとおり決定すること御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって意見案第11号 辺野古沖移設を強引に推し進める政府に対して激しく抗議し普天間基地の県内移設断念と早期閉鎖・撤去を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎意見案第12号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(金城 勇) 日程第16 全員発議により提出されました意見案第12号 特定秘密の保護に関する法律の強行可決に強く抗議し、同法の廃止を求める意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。東 武久議員。

(4番 東 武久議員 登壇)

○ 4番(東 武久) 意見案第12号 特定秘密の保護に関する法律の強行可決に強く抗議し、同法の廃止を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年12月20日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 東 武久 平良英勝 宮城辰徳 前田 孝 安里重和 具志堅朝秀 新城一智 大城佐一

賛成者 平良嗣男

提案理由 特定秘密の保護に関する法律に国民の8割が慎重審議を求めているにもかかわらず、衆参両院での強行可決に対し憤りをこめて抗議するとともに、同法の廃止を強く要求するため。

特定秘密の保護に関する法律の強行可決に強く抗議し、

同法の廃止を求める意見書

去った臨時国会において、特定秘密の保護に関する法律が衆参両院で強行採決され、与党の賛成多数で可決されたことに対し、強く抗議する。

同法は、行政機関による恣意的な情報隠しを許すばかりか、国民の知る権利の侵害、取材や調査を含む表現活動の萎縮、身辺調査によるプライバシーの侵害、思想差別、国民監視の合法化、議会制民主主義の破壊を招くなど、重大な問題を数多く含み、日本国憲法や国際人権規約のみならず「国家安全保障と情報への権利に関する国際原則」(ツワネ原則)にも違反する。

日弁連をはじめ、情報機関、出版社、各地方議会も再三再四にわたり同法の問題点を具体的に指摘し、反対や懸念を表明してきた。

国民の問題意識も強く、世論調査でも過半数が反対、慎重審議を求める意見が8割にもものぼる結果が出ている。

にもかかわらず、政府与党は、同法の審議を特別委員会に丸投げしたばかりか、一部野党と密室で擦り合わせ協議を行い、「修正」でごまかし、福島市やさいたま市で実施された「地方公聴会」では、公述人7名全てが反対ないし慎重審議を求める意見であったにもかかわらず、地方公聴会の結果さえも無

視し、強行可決したものであり、国民の「知る権利」や「報道の自由」、民主主義を蹂躪する許しがたい暴挙であると言わざるを得ない。

沖縄県は特に米軍基地が集中することもあり、今回の強行可決による影響は図り知れない。むしろ徹底した情報公開によって建設的な議論が政治や一般社会の中で展開されてこそ、健全な民主主義国家と言えるのではないだろうか。

日本は、かつて治安維持法による情報統制と言論封殺のもとに戦争を遂行し、国内外に多大な犠牲を生じさせた事実がある。同じ過ちを二度と繰り返してはならない。

よって、本村議会は、同法に国民の8割が慎重審議を求めているにもかかわらず、衆参両院での強行可決に対し憤りをこめて抗議するとともに、同法の廃止を強く要求する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月20日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、少子化対策担当大臣
以上、よろしく御審議のほどを申し上げます。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから意見案第12号の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

意見案第12号 特定秘密の保護に関する法律の強行可決に強く抗議し、同法の廃止を求める意見書は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第12号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第12号 特定秘密の保護に関する法律の強行可決に強く抗議し、同法の廃止を求める意見書を採決します。

本案は、原案のとおり決定すること御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって意見案第12号 特定秘密の保護に関する法律の強行可決に強く抗議し、同法の廃止を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎決議案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第17 全員発議により提出されました決議案第6号 TPP交渉に関する

要望決議を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。安里重和議員。

(7番 安里重和議員 登壇)

○ 7番(安里重和) 決議案第6号 TPP交渉に関する要望決議

上記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年12月20日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 安里重和 平良英勝 宮城辰徳 前田 孝 具志堅朝秀 新城一智 東 武久 大城佐一

賛成者 平良嗣男

提案理由 これまで営々と築き上げてきた制度を守る観点から、我が国の実績に十分配慮した交渉を行い、状況によっては、TPP交渉からの脱退を含め、決然とした行動をとるよう強く要望するため。

TPP交渉に関する要望決議

TPP交渉は、年内にも合意するペースで交渉が進められているとの報道があるが、この交渉の状況によっては、農林水産業を基幹産業とする町村の多くは、海外からの大量の安価な農林水産物の流入等により、深刻な打撃を被り、農山漁村が崩壊する恐れが高いと考えられる。

とりわけ、離島県である沖縄県においては、農業の基幹作物であるさとうきびをはじめ肉用牛、酪農、パイナップル生産に壊滅的な打撃を受けるばかりでなく、関連産業も含めた地域社会の崩壊も危惧され、県域全体への大きな影響が懸念されている。

よって、国は、目標とする食料自給率の達成、食の安全性の確保、農山漁村の景観及び自然環境の維持、水源涵養等の公益的機能等を維持する観点及びこれまで営々と築き上げてきた制度を守る観点から、我が国の実績に十分配慮した交渉を行い、下記の点を確保し、状況によっては、TPP交渉からの脱退を含め、決然とした行動をとるよう強く要望する。

記

1、農山漁村に与える影響に鑑み、とりわけ、農林水産分野の重要5品目(米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物)などの聖域及びパイナップルの確保を最優先とすること。

2、国民の食の安全が損なわれないよう、食の安全・安心の基準を守ること。

3、国内林業・国内水産業の経営に大きな影響を及ぼさないよう十分配慮すること。

4、誰もがいつでも安心して適切な医療を受けることができる国民皆保険制度を堅持すること。

以上、決議する。

平成25年12月20日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣、

内閣官房長官、沖縄及び北方対策担当大臣

以上、よろしくお願ひします。

○ 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから決議案第6号の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

決議案第6号 TPP交渉に関する要望決議は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって決議案第6号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから決議案第6号 TPP交渉に関する要望決議を採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって決議案第6号 TPP交渉に関する要望決議は、原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○ 議長(金城 勇) 日程第18 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元にお配りしましたとおり派遣することにしたいと思いをします。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

議員派遣の件

平成25年12月20日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第122条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

開催時期	研修名	派遣人数
平成26年 1月	議会広報研修会	全議員

派遣目的：町村議会議員の資質向上に資するため

○ 議長（金城 勇） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長（金城 勇） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第9回大宜味村議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

（午前11時01分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員